

平成13年12月12日(水曜日)第4回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
石川猛	水道事業所長補佐	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員事務局長
真木憲一	農業委員会事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成13年12月第4回定例会

議事日程第2号

平成13年12月12日(水)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成13年12月12日(水)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	寒河江市立病院の整備 について	人工透析施設の整備について	7番 柏 倉 信 一	市 長
2	市民の健康管理につい て	健康文化山形21行動計画の対応 について		市 長
3	広域行政について	市町村合併について	13番	市 長
4	環境管理について	環境ISO(14001)の取得 について	新 宮 征 一	市 長
5	学校完全週5日制実施 に向けた余暇活動につ いて	目的の意義と責任の所在について 地域の取り組みと将来の展望につ いて	4番 石 川 忠 義	教育委員長
6	生活環境について	ゴミの不法投棄・ポイ捨てについ て	6番 安孫子 市美夫	市 長
7	除雪について	豪雪時の雪排出対策について		市 長
8	保育行政について	保育所の時間延長について		市 長
9	国保運営について	国保会計の健全運営について 応能応益の基本的考え方について	11番 高 橋 勝 文	市 長

柏倉信一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号1番、2番について、7番柏倉信一議員。

〔7番 柏倉信一議員 登壇〕

柏倉信一議員 おはようございます。緑政会の一員として、通告番号に従い質問に入らせていただきます。

質問に先立ち、12月1日、国民待望の皇太子御夫妻に内親王の誕生が報道されました。7日には敬宮愛子様と命名、記念すべき21世紀の幕開けの年であり、慶賀の意を表したいと思えます。

それにつけても、ことし9月、アメリカ全土、世界じゅうを震撼させた5,000名を超える何の罪もない命を瞬時にして奪った同時多発テロ、そして毎日のように報道されるアフガニスタンにおける報復劇は、この世で何よりも大切なはずの命が失われていく大惨事であり、大きな憤りを感じます。亡くなられた多くの方々、御家族に対し、衷心より哀悼の誠を掲げたいと思えます。

通告番号1番、市立病院に人工透析の整備について伺います。

先般、親しい知人の紹介で山形県腎友会事務局長の海和さんが私の自宅にお越しになり、お話しする機会がありました。話の趣旨は、我が寒河江市立病院にぜひ人工透析の設備を何とか設けてもらいたいとのこと。透析患者の置かれている状況を訴えていかれました。

海和さんは、偶然にも私と同じ昭和30年生まれで、透析を始めたのは22歳の春、15歳のときに腎臓を患い、急性腎炎から慢性腎炎、そして大学4年の春、容体が急変、緊急に透析導入となり、以来24年間、人工透析を続けているとのこと。同年代という親しみもわき、座布団を勧め、お茶を出したところ、「大変失礼ですが、合併症で正座はもちろん、あぐらもかけないので、足を伸ばさせていただきます」と言って話し始めました。

透析は、通常腕の動脈から血液を取り出し、人工腎臓のダイアライザーという半透膜を用いて、血液中の老廃物や余分な水分を除去し、浄化後の血液を腕の静脈に戻すのを繰り返す。透析導入前に手首近くに動脈と静脈を結びつけて、シャントというものをつくり、血管を太くして、2本の針をそれぞれ動脈と静脈に刺して透析をする。海和さんの腕には無数のシャントの跡が見られました。

腎不全という病気は、腎臓の機能が極度に弱まり、尿が出なくなり、体内に余分な水分や老廃物がたまっていき、放置しておくとう尿毒症となり、死に至る結果となります。これを治すため人工腎臓、ダイアライザーが開発され、腎不全患者の生命を支えているが、大きな制約を受けていることも事実です。その主な制約とは、一つ目に、透析のための時間的制約。二つ目に、食事や水分の厳しい制限。三つ目は、合併症の問題があります。

一昔前の透析医療は、金のかかる医療であり、金の切れ目が生命の切れ目と言われ、経済的理由による患者の自殺、あるいは人工腎臓そのものの絶対数の不足から、病院による過酷な患者選択など、悲劇が数多く見られたとのこと。我が国において人工透析が臨床化されたのは、昭和30年後半のことであり、昭和42年に初めて医療保険制度の対象となりました。

しかし、自己負担の全くない患者は被用者保険制度の本人だけで、当時の医療制度では、社会保険の扶養家族は5割の、国民健康保険では3割の自己負担がありました。当時は一般サラリーマンの平均年収が60万円前後、月額5万円前後の時代に、その負担額は月額10万円から30万円にも上りました。

こうした厳しい状況の中、昭和46年6月に社団法人全国腎臓病協議会が結成され、山形県腎友会が結成されたのは昭和50年12月のことでした。全腎協は国への精力的な運動を展開し、次々と倒れていく役員のしかばねを乗り越えて、1,500名の会員による必死の運動により、組織結成からわずか1年で透析患者に更生医療が適用になり、また障害者年金も給付され、かつての悲劇的状況はなくなり、医療技術の進歩により、尿毒症で死すべき生命を延命し、社会復帰が可能となりました。

しかし、依然として透析患者の増加は続いており、昭和63年全国調査で8万8,534人だったのが1999年末現在

全国の患者数は19万 7,213人、山形県で 700人だったのが 1,700人、我が寒河江市の患者数も例外ではなく、31名が50名前後と増加しております。

1999年調査の中身については、年間透析導入患者数 3万 438人で、平均寿命は63.4歳、同死亡患者数 1万 8,547人、差し引き 1万 1,891人の前年比 6.4%増加、透析導入患者の現疾患について見ると、第1位が糖尿病、1万 1,009人で36.2%、第2位が慢性糸球体腎炎、1万 215人で33.6%、第3位が腎硬化症、2,117人で7%となっております。糖尿病性腎症が慢性腎炎を引き離しつつあります。

このような状況の中、透析患者の皆さんは、通常週に3回、1回につき4から5時間の透析医療を終生続けなくてはなりません。透析医療技術の飛躍的進歩は、25年、30年の延命や社会復帰を可能にしたことは、前段で申し上げたとおりですが、反面、患者の高齢化や重度化などの新たな課題が生まれました。

寒河江市内の患者さんも80歳を超える人もおります。こうした高齢者にとって、遠くの病院まで週に3回も通うのは大変なことであり、家族にかかる負担も大変なもので、遠くの病院で治療している人はタクシー代が月に数万円もかかる。社会復帰しておられる患者や学生に至っては、治療そのものを夜受けなくては仕事や学業に支障を来すわけで、その苦勞は想像を絶するものがあります。

現在、寒河江市内の開業医の先生が透析医療施設を持って対応していただいておりますが、絶対数が足りないのは周知の事実です。平成2年9月定例議会において、寒河江市立病院に透析設備の設置についての答弁で市長は、「透析 患者の皆さんの肉体的な、精神的な苦痛は痛いほどわかる。今後の検討課題としたい」と答弁されており、透析患者の皆さんに理解を示しておられます。

人工透析の整備を進めるに当たっては、財政的な問題や内科医師、関係機関認可など、さまざまなハードルを越えねばならないと考えますが、事は人命にかかわることであり、ことし9月26日、市長あてに市立病院に人工透析室の新設を求める要望書も提出されております。

先日開催された全員協議会の実施計画の中で、医療法の改正から、平成15年8月末までに市立病院の病床見直し計画を作成する旨の説明がなされたわけですので、西村山地域の中核病院として、十分な調整も図りながら、ぜひ人工透析設備の整備をこの機会に進めるべきと考えますが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

次に、健康文化山形21行動計画の対応について伺います。

さきの質問で糖尿病が透析導入患者の現疾患の第1位になっている旨を申し上げましたが、糖尿病は世界的に多発しており、1993年の厚生省研究班の調査によると、以前は2から3%だったのが、日本では10人に1人が糖尿病と言われ、本県でも舟形町で行った調査によれば9.4%、境界型は14%で、日本の平均とほぼ同じであります。

県が行った生活習慣病の調査によれば、糖尿病の受療者数は平成2年から平成11年までの9年間で40%の増加となっております。糖尿病に限らず、生活習慣病の発症と関係するライフスタイルということでは、食事や運動習慣、結局は肥満とかかわりが深いとされているのは御案内のとおりであります。

では、好ましいライフスタイルとはどんなものか。厚生省は去年2月に今後の超高齢化少子社会をにらみ、健康日本21を提唱し、県はこれを受ける形でことし3月に健康づくり21行動計画・健康文化山形21を公表しました。これは重要な計画と思いますが、いまだに多くの人に浸透していないのは残念です。

健康日本21の重要なポイントは、超高齢少子社会の中で、現在の介護レベルを維持していくのは困難で、それには生活習慣に留意し、介護を必要としない健康寿命をできるだけ延ばそうということです。

我が国の平均寿命は、医療技術の進歩や生活環境の改善などにより、急速に伸び、世界一の長寿社会を実現しました。本県の平均寿命も全国値を上回るとともに、65歳以上の高齢者が5人に1人を超え、超高齢化が進んでいます。

生活習慣病に起因する寝たきりや痴呆などの介護を要する高齢者の増加は、社会的な問題であり、さらにはがんや自殺などによる壮年期の死亡は、家庭基盤を揺るがし、地域社会を担う人材の大きな損失となる課題でありま

す。

これまでの健康づくりは、集団検診を中心に展開し、成果を上げてきました。しかし、急速な高齢化に伴って、がんや脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加しており、疾病の早期発見、早期治療とともに、疾病の発生を予防するための生活習慣の改善と保持増進が重要な健康課題になってきております。

こうした状況を踏まえ、県は健康づくり21行動計画の中で、一次予防の重視を初めとする6項目の基本方針を打ち出しているが、ポイントは県民主体、県民参加の促進と健康づくりの目標値を示したことだと思います。

我が寒河江市も健康づくり21行動計画を受けて、計画策定に入りますが、これは計画策定を目的とするのではなく、実務的で実践的なものであることが大事で、我が寒河江市の実情や市民の健康特性を踏まえ、市民1人ひとりがそれぞれの自由な意思に基づいて取り組むことを促すため、健康水準を十分調査の結果、浸透性のある住民第一主義のものでなければならぬと考えますが、市長はどのように対応を進めるのか伺って、私の第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えします。

まず初めに、市立病院の人工透析施設の整備についてでございます。

議員申し上げましたように、人工透析というのは、慢性腎不全患者を対象にいたしまして、機能の落ちた腎臓のかわりに人工腎臓という器具、いわゆるダイアライザーを用いまして、体内にたまった老廃物や毒素などをろ過する治療法で、一般的に週に3回、1回に四、五時間かけて行われているようでございます。

市内には約60名の患者さんがおられ、人工透析を実施している医療機関に通院し、治療を受けておられますが、御指摘のように、患者さんは精神的にも経済的にも苦境に立たされてきましたので、治療費については特定疾病療養費の給付制度など、通院費などにつきましては人工透析患者通院交通費助成制度などによりまして、患者さんの経済的負担の軽減などの支援を行ってきたところでございます。

なお、人工透析を行っている医療機関は、市内に1施設13ベッド、西村山郡内に2施設15ベッド、山形市内に7施設184ベッドございまして、それぞれの医療機関が患者さんの受け入れを行っているところでございます。

現在の市立病院は、御案内かと思いますが、診療科が六つ、常勤医師が13名、病床数が160の体制で運営しておりますが、管理棟、外来棟及び第1病棟は建築後28年、前のは御案内のように昭和48年10月に竣工しております。28年が経過しまして、配管設備の老朽化や受診者の増加に伴い、診察室や待合室が狭くなってきたことなど、診療を続ける上で不便が生じてきております。

また、平成13年3月に施行されました医療法の改正によりまして、これまでの「その他の病床」が新たに「一般病床」と「療養病床」に区分され、平成15年8月末までに病床区分の変更の届け出を行う必要が生じてきております。

これらのことから、去る11月20日に開催されました全員協議会で提示した実施計画の中で、市立病院整備事業については、14年度に病床計画、15年度に基本計画の策定を行うこととしたところでございます。

これらの計画策定に当たりましては、寒河江西村山地域の中核病院として病院機能の充実を図ることを基底に、第4次寒河江市振興計画に掲げた診療科目の新設などの課題や脳ドックなどの新たな課題についての検討を加え、今後の市立病院の整備指針を示してまいりたいと考えているところでございます。

人工透析施設の整備につきましては、透析の専門医師や看護婦などのスタッフの確保、透析設備とベッドの配備、患者の更衣室など、附帯施設を含むところの独立したスペースの確保など、高いハードルがございまして。

しかし、御指摘いただいたとおり、糖尿病性腎症などによるところの透析患者の増加傾向が高まっていることや、山形県腎臓病患者友の会の強い要望など、社会的要請もございまして、申し上げました一連の計画策定に際しまして、課題項目の一つとして検討したいと考えているところでございます。

次に、健康文化山形21行動計画への対応についての御質問にお答え申し上げます。

御案内のように、日本は生活様式の変化、食生活の改善、衛生的な環境の確保、医療技術の進歩等により、平均寿命が年々延びてまいりまして、女性が84.62歳、男性が77.64歳と世界有数の長寿国となってきております。寒河江市におきましても、敬老会に招待される75歳以上の方は5,000人を超えている状況でございます。

しかし、急激な高齢化の進展とともに、生活習慣病及びこれに起因するところの痴呆や寝たきりの状態になる方も増加しているのが実態のようでございます。長生きすることは大変喜ばしいことではありますが、単なる長生きではなく、健康で生きがいを持って、交流を深めながら、家庭や地域社会において役割を果たしていくことができるということが大切でございまして、これによって活力ある地域社会が形成されるものと思っております。

本市の生活習慣病の現状というものを最近数年の一日人間ドックの結果から見ますと、約50%の方が血圧が高いと指摘されており、コレステロールの高い方も最近10年間の間に23.5%から57.6%に増加しております。

血糖値の高い方も少しずつふえているようでございます。

死亡原因では悪性新生物、いわゆるがんでございますが、がんによるものが26%で最も高く、次いで心疾患、脳血管疾患がそれぞれ17%となっております。糖尿病も7番目に入っております。割合が少しずつ増加しております。そして、これらが医療費の増大の大きな原因の一つとなっております。

これまでは疾病の早期発見、早期治療に重点が置かれ、そのための対策が多く講じられてまいりました。御指摘のように早期発見、早期治療は、今後も積極的に進めていかなければなりません。公衆衛生の新しい流れとして、一次予防、いわゆるふだんから病気の原因を遠ざけ、病気にならないことを重点とした対策を進めていくことが求められております。

本市におきましては、これまで一日人間ドック、ヘルシーライフ教室、ヘルスマイト養成講座、シェイプアップ教室などを数多く実施いたしまして、健康増進に関する知識の普及と意識の高揚に努めてまいりました。本年度からは乳房レントゲン撮影、歯周病検診、禁煙教室を新たに実施いたしまして、腹部超音波検査につきましても一日人間ドックの検査項目に追加したところでございます。

生活習慣病予防など健康の実現は、基本的には1人ひとりが考え、実践するものだと思います。しかし、長く習慣となっていることを個人的に改めるのは容易ではございません。そのため社会運動として展開することにより、環境を整え、知識や情報を提供するなど、支援体制を整備することが重要となっております。

このような考え方に基きまして、御指摘のように、国は生活習慣病予防による健康寿命の延伸と壮年期死亡の減少を目指し、21世紀における国民健康づくり運動、いわゆる健康日本21を策定したものであり、その地方計画としまして、県において健康文化山形21を平成13年3月に策定したものでございます。これらの計画が効果的に進められ、目標を達成するには、市町村が具体的な取り組みを計画いたしまして、市民の自発的な健康づくり運動として実施する必要がございます。

そのため市といたしましては、平成14年度内に健康づくり計画を策定するよう準備を進めているところであり、アンケートについても乳幼児の保護者や中高生、青壮年を対象として、対象別に内容を県と協議の上、飲酒量、喫煙の状況、運動量、食習慣等について一部実施済みでございます。

国及び県の計画は、糖尿病やがん、循環器病など五つの分野について、それぞれ目標とする数値を掲げており、本市の計画でも、数値目標を掲げることになりますが、これらの目標は、市民意識の高揚を図り、強制されない、1人ひとりの意思に基づく行動によって達成されることが重要でございます。

本市には、健康づくりに必要なマンパワー、すぐれた施設、温泉資源などがありますので、これらの恵まれた環境、本市の特性というものを生かした計画にしていくことが肝要と考えております。

そのため計画策定に当たりましては、本市の生活習慣病の実態を踏まえ、県計画との整合性に留意するとともに、医療関係者や市民各層の代表者等で構成するところの健康づくり計画策定委員会を設置いたしまして、多くの意見をいただきながら、効果的に予防できるような計画を策定したいと考えております。

目標達成の具体的方策につきましても、アンケート結果等を踏まえるとともに、これまで実施してきた各種の健康教室などを組み入れながら、実践可能な内容にしてまいりたいと考えております。

計画は計画のみで終わってはならないと思います。結果を評価し、計画を見直し、これを次のステップに反映していくことが大事でございます。そのため中間目標年次を設定するという必要かと考えております。これらはいずれも市民及び関係団体の協力がなければできないものでありますので、連携を密にしまして、理解を得ながら、生活習慣病の予防に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 柏倉信一議員。

柏倉信一議員 丁重なる答弁をいただきましてありがとうございました。

市長には糖尿病患者の実情について御理解をいただいていると思いますが、なお一層理解を深めていただく意味で補足をさせていただきたいなというふうに思います。

1問で、透析導入患者には三つの大きな制約がある旨を申し上げました。時間的制約については1問でも申し上げましたが、透析は通常週3回、1回当たり4時間から5時間、これは医師の先生方の御所見を読みますと、できるならば4時間よりも5時間かけた方がいい。その他、準備や透析後の止血、あるいは通院時間、こういったものを含めると、相当な時間を要するわけです。

また、食事や水分の厳しい制限については、私も自分の無知さを恥じたんですが、私のところにお越しになった事務局長さんに私は一生懸命お茶を勧めました。当然のことながら水分が大敵なわけですから、海和さんは一口もお茶をすすすることはありませんでした。

尿が全く出ないために、透析と透析の間に飲み食いした分だけ体重が増加すると。普通の人には2キロ、多い人になってくると4キロ、ひどい人になると5キロ以上もふえる人もいらっしゃる。これが1日置きに体重が減ったりふえたりするわけですから、当然のことながら、過剰な負担が体にはかかるわけで、体がゴム風船のようになってしまっているのではないかと。

ドライウエートと言って、患者の適正体重を決め、その体重の3から4%以内に体重増加を抑えるようにしなければならぬそうですけれども、血が汚れてくると、どうしてものがが渴くと。のがが渴いても、水を飲むわけにはいかない。

食べ物に関しては、高カロリー、高たんぱく質を取らなくてはならないにもかかわらず、野菜や果物には厳しい制限がある。野菜や果物に含まれているカリウムという成分を取り過ぎると、体外に排出されないために高カリウム血症を起こして、心不全となって、死亡してしまいます。「透析患者を殺すのには刃物は要らぬ。バナナの1本もあればいい」というふうに言われるくらいだそうです。

合併症については、透析は余分な水分や老廃物を除去しますが、体に必要な水分まで流してしまうと。本来腎臓が持つ造血、骨の代謝に必要なホルモンの生成などの機能は全く行えないため、透析を受けると骨がもろくなる。手足のしびれ、関節の痛み、内臓障害といった合併症が出てくるそうです。

何よりも残念なのは、これだけ苦しい治療を生涯続けなくてはならない。せっかく透析医療の飛躍的進歩で25年、30年の延命を可能にした分、苦しみを味わう時間も長くなりました。透析というのは根治療法ではありません。慢性腎不全の根治療法は、腎臓移植しかありません。

一人の体には二つの腎臓があり、健常者は一つの腎臓でも、その役割を果たす力が十分あって、腎臓移植には、肉親の一人から片方の腎臓を提供してもらう生体腎移植と死後善意で第三者から提供してもらう死体腎移植の2種類があることは御案内のとおりなわけです。

最近では、移植後の拒絶反応を抑える免疫抑制剤の進歩で、移植の成績は著しく上がっているようですが、平成6年の調査で、死後善意で腎臓を提供しようという腎バンクに登録されているドナーが43万人もいるにもかかわらず、ドナーカード1万枚につき1枚程度の提供しかされていないようであります。43万人提供者がいても、43人しか移植手術を受けることができない。

これはドナーの死亡時の年齢が65歳以下でなければならない。がん、糖尿病、動脈硬化などの成人病や肺炎、敗血症などの感染者もだめというようなことで、さまざまな条件が加わるためだそうです。

このように透析は生涯つき合わねばならない治療で、先ほども申し上げましたが、患者数も、糖尿病の増加とともに、透析患者の増加も続いております。延命を可能にした分だけ、透析とつき合う時間も長くなりました。

現在、透析医療に当たっていただいている市内の開業医の先生のところで透析を受けていらっしゃる患者さん、

寒河江市内の患者さんは17名だそうです。先ほどの市長の答弁では、60名前後の方が市内には透析をしていらっしゃるということですので、大まかにいって3分の2以上の透析患者は市外に行って治療を受けていることになります。

透析そのものの時間もそうでございますけれども、こういった総体的な時間をすると、一日がかりで透析をしなければいけない。また、子供さんが、もし学生が人工透析を受けるようになってしまうと、成長そのものがとまってしまうようであります。

こうした透析患者の実情を御理解いただいて、ぜひとも人工透析室の整備をお願いしたいものと御要望を強く申し上げたいと思います。

それから、健康づくり21行動計画についてであります。県が作成した計画書を全部議論すると、大変な時間を要しますので、割愛させていただきますが、要は大別すると、食生活の改善であり、運動量の増加、アルコール、たばこ。また、ストレスの解消。こういうふうになるのではないかと思います。議員会館でよく使われる言葉に「足ずり3年」というのがあります。足を引きずって歩くようになると政治家は3年もたないというような意味のようです。

ライフスタイルの改善の中で、やはり運動量の増加がポイントではないかなと考えるわけでございますけれども、お金をかけることなく、年代別、男女別に関係なく、手軽に楽しめて、効果が期待できるというようなことになってくると、ウォーキングであり、ジョギングであり、サイクリングではないかと私は思います。こうしたことを楽しむのに、我が寒河江市は最高の環境にあるのではないかと。

手前みその話ですけれども、私は若干普通の人より少々アルコールが好きなものですから、何もしていないでいると、アルコールが体に蓄積してしまいますので、市内を時間を見つけて散歩、ジョギングをよくさせていただくんですが、場所には事欠かないと。

私の住まいをさせていただいている日田周辺から行くと、最上川の遊歩道、寒河江川の遊歩道、チェリーランドの裏、また国営かん排事業により整備されつつある高松堰、昭和堰の頭首工周辺、またチェリークア・パーク、また、最上川緑地公園の整備も予算化されているわけです。

ちなみに私の一番のお気に入り、何といても二ノ堰周辺ですけれども、自然や季節の移り変わりを感じながら、散歩、ジョギングはストレス解消には最適だと私は思います。これは寒河江市が取り組んできたさまざまな施策の副産物ではないかというふうに私は思っています。いずれにしても、計画策定に当たっては、こういう環境を最大限活用したものがよいと私は考えます。

何にしましても、ライフスタイルの改善について、市民にいかに理解してもらい、実行してもらうかと、ポイントはそこにあるというふうに思いますけれども、この点に関しては、我が寒河江市が全国に先駆けてつくった三位一体のハートフルセンターの機能というものをフルに活用していただきたいものだなというふうに思います。

以上、御要望申し上げて、私の質問を終わりますが、市長の御所見があれば承りたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 第1問でも答弁申し上げましたように、慢性腎不全、人工透析の問題につきましては、今、施設を増設して、ベッドもふやすというふうなことはちょっと難しいんでございますので、先ほども申し上げましたように、療養病床群と一般病床群と、こういうふうに分けたところの法律の改正に基づきまして、ぜひともこれはやらなくてはならないわけでございますので、そのチャンスをとらえて、まずは人工透析の施設整備をどうするかということがあるわけでございます。

そして、また何にしましても、この関係の医師というのが非常に少ないようございまして、ですからこの問題も解決といえますか、考えなくてはならない問題でございまして、これをあわせまして、先ほども答弁申し上げましたように、14年度の中に方向性というものを決めなくてはなりませんし、15年度には基本計画を定めてまいらなくてはならないわけでございますので、その辺の中で十分検討してまいろうかなと、このように思っております。

それから、健康21、これは本当に議員がおっしゃるように、いろいろ計画を策定したりしましても、計画倒れになっては困りますし、そしてまた目標というものを当初定めましても、そのとおり実行されなければ何も意味がないわけございまして、空念仏の目標値になっては困りますと、こういうことを申し上げているわけでございます。

それにおきましては、寒河江の実態に合うような健康づくりというようなものを、これまで進めてきたところの三位一体の考え方をさらに進めまして、本当に寒河江に合ったような健康づくりというものをつくっていかねばならないと思っております。

そして、またそれをつくったならば、あれはつくらなくとも何ですけれども、市民1人ひとりがやはり自分の健康を守るという気持ちを植えつける、あるいは市民1人ひとりがその気持ちになっていただくというような地盤といいますか、素地というものを一層高めて、強めていかねばならないと、かように思っているところでございますので、14年度にいろいろな意見を賜りながら、本当に寒河江型の健康づくりというものを策定してまいりたいと思っているわけでございます。

これまでもおきましても、寒河江型の福祉ということで大変市民にも徹底し、またほかからの評価も高いわけでございますけれども、それに甘んずることなく、寒河江の本当の健康づくりというようなものを考えてまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上です。

新宮征一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号3番、4番について、13番新宮征一議員。

〔13番 新宮征一議員 登壇〕

新宮征一議員 おはようございます。

質問に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。この12月1日に皇太子様御夫妻の初めてのお子様がめでたく誕生されました。そして、先ほどもありましたように、敬宮愛子様という非常に親しみやすい命名がなされまして、8日には母子ともにお健やかに御退院なされましたこと、国民等しく喜びとするところであります。心から慶祝の意を表するものであります。おめでとうございます。

今回、私は緑政会の立場から、最近ちまたでいろいろ話題になっている中から、通告3番、4番について、市長のお考えを伺いたいと思います。

まず、通告3番、広域行政の中で市町村合併についてであります。

新しい時代、地方分権の時代と言われ、大きな期待の中で幕を明けた21世紀、そのスタートの年である2001年も余すところ、あとわずかとなりました。長引く景気の低迷は、いまだに先行きが不透明なまま、今なお続いており、世紀の幕開けには余りふさわしくない年になったようであります。

こうした不景気に追い打ちをかけるかのように、前代未聞とも言うべき、あのアメリカでの同時多発テロ事件は、さらに深刻な国際不況を招き、大きな傷跡を残していることは極めて憂慮にたえません。

また、我が国においては、小泉内閣の掲げる聖域なき構造改革の柱のもとに、歴史的な大転換期を迎えようとしております。公共事業の大幅な見直しに加え、道路特定財源の見直しなどによる国の財政再建政策とあわせ、地方交付税の減額などを含んだ抜本的な改正などを見ても、地方自治体における財政事情はより一層厳しくなるものと予想されます。

そのような状況下にあって、地方分権や日常生活圏の拡大、少子高齢化、そして市町村の厳しい財政運営を背景に、広域行政のあり方が注目される中、今、進められようとしているのが市町村合併の問題であります。

過去の日本の市町村合併の経緯を見ますと、明治時代に大合併があり、その後、1953年（昭和28年）から1955年（昭和30年）にかけて、昭和の大合併があったようであります。

当時山形県では、人口8,000人以下の町村を極力解消することとし、目標を48市町村に据えたもので、その結果、この3年間で、5市30町187村、合わせて222市町村は、9市29町18村、計56市町村に統合されたのであります。

もちろんその後の小規模合併によって、現在の44市町村となっているわけではありますが、今日の合併論議は、当時のものとは大きく異なり、長い間続いてきた中央集権型の国づくりから脱皮し、本当の意味での地方分権を住民が主体となって実現していく時代に来ていること。さらには、財政問題や人口構成の問題など、地方行政を取り巻く環境は大きく変化し、足腰を強くするためにも、広域的な対応が求められてきているものと思うのであります。

そこで、私は行財政改革と地方分権、そして広域合併の三つは一つのセットとしてとらえ、さらに国や地方の厳しい財政状況などを考え合わせると、地方行政の構造改革として、市町村合併への取り組みは不可避であるとの認識のもとに、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図り、地方分権の流れを受け、その担い手たる市町村が個性豊かに自立し、その行政能力を一層発揮することは、地域全体の活力をさらに向上させるものと考えます。

そして、市町村合併は、単なる市町村の枠を取り払うためのものではなく、合併前の市町村が持っていたそれぞれの地域の人材、文化、産業等の資源を有機的に連携、活用しながら、新しいまちづくりを進めるものであると思うのであります。

しかし、この合併問題は、それぞれの地域にさまざまな事情があり、一律に合併の形を示すことは困難であり、かつまた多くの課題も予想されることから、大いに時間をかけ、論議に論議を重ね、住民の意思を十分反映させながら、それぞれの地域に合った形での合併を慎重に進めていかなければならないものと思われませんが、この市町村合併に対して市長はどのようにお考えをお持ちされるのか、その所見をお伺いいたします。

続きまして、通告4番、環境ISO 14001の取得についてお伺いいたします。

このことについては、ことし3月定例会一般質問で同僚議員が取り上げており、市長も将来に向けての課題であると答弁されておりますが、県内自治体でも東根市が既に取得するなど、それぞれの自治体でも検討に入っており、今では全国各自治体のISO 14001環境マネジメントシステム審査登録の取得ラッシュの年となっておりますことから、あえて質問させていただきます。

地球環境の保全のために、民間企業のみでなく、自治体みずからが率先して、国レベルの要請を受けることなく、自発的に環境マネジメントシステムの構築に取り組むという、まさに地方分権時代の幕開けとも言える状況にあります。

この流れは、ISO 14001規格の序文に掲げる「みずからの活動が環境に及ぼす影響を管理することによって、健全な環境パフォーマンスを達成し、実証することへの関心を高めてきている」と高らかにうたい上げた理念を現実のものとするにつながり、地球環境の再生に取り組む後世の人々に、環境保全運動のスタートの年になったとして、大きな評価を受けることになろうと思われま。

環境ISO 14001が国際規格として誕生したのは1996年9月であります。当初は電気機械などの輸出企業や、先に取得した企業の要請によって関連企業が取得するという構図が続いたが、その後、従来の機能性やデザイン重視にかわるキャッチフレーズとして、環境製品、つまりエコ製品の売り出しが企業戦略上、最大の目玉商品として取り上げるようになったのであります。

国においては、国土交通省では一定規模以上の公共事業については、ISO 14001の審査登録を入札条件にすべく、モデル事業を開始しております。また、本市でも取り組んでいるように、自治体においても、グリーン購入を名目に、エコ製品を指定し、リサイクル製品の積極的な活用を促すなどの動きが広まりつつあります。

このような動きは、リサイクル活動に弾みをつけるとともに、エコ製品の開発や環境関連事業の開発にも影響を及ぼし、経済不況にあえぐ民間企業にとって、需要喚起の起爆剤になるとして注目を集めております。

このようにISO 14001環境マネジメントシステムの構築が、既にいろいろな形で社会経済に影響しつつある今日、残された最大の課題はISO 14001の住民参加の問題であります。環境に配慮することに異を唱える人はおりません。しかし、だれもが環境に配慮しているとはいいがたく、地球環境の保全にとって最大の難関は、住民の環境への配慮意識をいかに高め、実行していくかであります。

その意味で、自治体がISO 14001環境マネジメントシステムの審査登録を取得しようとすることは、まことに意義のあることと考えるものであります。

さらに、次の点でも自治体の環境ISOは重要であります。地球環境保全に最も有効な手だては、1人ひとりがその時々での行動の中で環境への配慮を意識することであり、その人の活動の場として、それが職場であったり、家庭であったりするもので、自治体みずからが職場を環境マネジメントシステムの中でとらえ、職員1人ひとりに環境への配慮を意識させていくことの意義は、まことに大きいものがあります。

そして、行政の仕組みの中で最も住民に影響を与えるのは自治体なのであります。究極的には、環境配慮の最も有効な手段は、家庭において環境に対する意識を高めることであり、その役割を担うことができるのは自治体であります。

しかしながら、これまでのような行政施策の遂行というとらえ方で住民に接しても、環境施策に関しては、大きな効果はなかなか期待できません。家庭ごみの分別収集を訴えるにしても、それは事後処理であり、根本的な環境保全には結びつかないのではないのでしょうか。

それにはやはりごみを出さない仕組みをつくり出すことに、自治体と企業、住民が一緒になって取り組むこと

であり、ISOでも製品のライフサイクルアセスメントの規格化の検討が進められております。

企業でもゼロエミッションを目指して、ごみにならない製品の開発に取り組んでいるところもありますが、最も効果的なことは、1人ひとりがごみになるようなものは買わないよう努力することであり、そのことが必然的に企業においてもごみにならない製品の開発に拍車をかけることとなります。環境保全是、自覚の連鎖が重要なのであります。

さらに、自治体が事業者、住民に対し、地球環境への配慮を先に求めるのではなく、まず職員みずからが環境保全活動を始めます。参考にして、一緒に環境保全のため行動しましょうという発想の転換であり、まず自分たちが率先、垂範することが重要であります。

また、自治体自身はその地域内における最大規模の事業者であることも、環境活動を率先して実行していかなければならない一つの要素となっており、規模が大きい組織ほど、環境負荷も大きいため、環境保全活動に対する効果や発注事業者に対する影響力もさらに大きくなるからであります。

古紙を例にとってみても、家庭から出る新聞紙などの古紙がリサイクルに回らず、一般廃棄物として焼却場に運ばれていたものが、自治体による再生紙利用が高まるにつれ、市場価格も回復し、古紙回収ルートの復活にもつながるようになってきており、そのことが循環型の市場形成を促進するきっかけとなり、さらに一般廃棄物の回収コストの引き下げ、ごみ焼却場の燃料消費の抑制、ダイオキシンなど、排ガスの排出の低減といった社会全体のコストを引き下げる原動力にもつながっていくのであります。

さて、これまで寒河江市では、環境美化基本方針やごみ処理基本計画の策定、さらにはせせらぎ宣言を行うなど、環境問題に対して積極的に取り組んでこられました。特に二ノ堰公園やフラワーロードの整備など、グラウンドワークによる「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」が高く評価され、農林水産大臣賞に続き、内閣総理大臣表彰を受けるなど、先進的役割を果たしてきているところであります。

さらに、このたびは花と緑の環境づくりを競う国際コンペティションにおいて、銀賞を受賞され、世界の舞台で評価されたことは、この上ない光栄であり、市民の一人として喜びにたえません。そして、このことが大きな自信につながるものと確信いたします。

このような環境についての政策実現は、他市町村にないものがあり、極めて貴重であります。しかし、このような前進がありながらも、個々の政策が単独的であり、総合的な環境改善への向上への連携という点では考えなければなりません。従来実施してきている環境政策とその実施における先駆的な内容や個々の政策をISO14001の中に取り込み、システムとして運用するなら、その体系は将来の寒河江市への重要な財産となるものと確信するものであります。

また、各自治体の環境ISO認証の状況を見ますと、認証のためだけの環境ISOに取り組んでいるところも見られますが、これはISO14001のシステムを無理に適合させ、形だけ整えているものであります。

これらはかけ声だけかけても、環境政策を掲げても、意味のないものであり、当寒河江市では多くの成果を上げており、これら全体を環境ISO14001に取り込み、体系化した環境マネジメントシステムを構築させるならば、全国的にも独自内容を持った環境ISOとして評価を受けるものと信じております。

従来の寒河江市の環境政策の集大成として、システム化するなら、将来の寒河江市の環境システムとして脈々と運用され、市の財産となるものと確信するものであります。また、来年には全国都市緑化フェアが予定されており、全国全体的に寒河江市の環境政策が注目されるものと考えます。

このような観点から、環境ISO14001の取得についての市長のお考えをお伺いいたしまして、第1問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答え申し上げます。

まず、市町村合併についてでございます。

地方分権の進展に伴い、住民に身近な総合的な行政サービスを提供する市町村の役割というものは、ますます重要なものになってきております。地方のことは地方でやる時代であるということを考えれば、市町村はみずからの力を自分たちでもっとももっとつけなくてはならないと思います。

住民の立場から市町村の行政サービスを維持し、向上されることが求められるとともに、現在の行政区域の存在が広域的、効率的な行財政運営から見ましても、一つの枠となってきた時流の中で、以前の合併から50年近くを経過している今日、市町村合併はもはや避けて通ることのできない課題であると認識しております。

国においては、市町村合併特例法の期限である平成17年3月31日までに十分な成果が上げられるよう、市町村、都道府県、国とが一体となって、自主的な市町村合併をより一層積極的に推進されるよう指針を策定されております。

山形県におきましても、昨年の平成12年11月に山形縣市町村合併推進要綱というものを定めております。市町村が住民の負託にこたえ、十分機能し、個性豊かな地域社会の創出が図られるよう、地域や市町村において合併について活発な議論が行われ、自主的かつ円滑な合併が推進されるような施策を講じております。

これらのことを踏まえ、西村山圏域の首長におきましても、先般合併について話し合いをいたしました。この中では、本年3月に策定した第4次西村山広域行政圏計画にも、市町村合併等への対応ということで、地域住民の自主的な発意を基本とした広域としての対応について、関係市町間で調査研究を進めるものとしておりますので、対応すべきという首長と消極的な首長がおりましたが、結果的に西村山広域行政圏市町村合併調査研究委員会というものを設置することにいたしまして、その要綱を去る11月22日に策定いたしましたところでございます。

その要綱では、西村山地方各市町の合併に関して調査研究を進めるために委員会を設置したもので、委員は西村山広域行政圏を構成する市町の企画担当課長をもって組織し、合併に関する調査研究、情報収集、研修会の実施などを行うことにしております。

しかし、合併の課題は、地域住民の関心の高まりや周辺自治体の盛り上がり最も重要だと思っております。現在のところ、周辺自治体においても、合併に関する議論はまだ不十分であり、またその機運も高まっているとは言いがたいと思っておりますが、今回、今申し上げました西村山広域行政圏市町村合併調査研究委員会が設置されたことに伴い、圏域の住民間においても合併に対する関心が高まり、大いに議論がなされることを期待しているところでございます。

本市は、内陸の中核都市としてのまちづくりを進めてきたわけございまして、その位置づけというものを確かなものとしていくためにも、市内ではもちろん、周辺自治体におきましても、関心が高まることを願っております。

県が示した合併推進要綱の中の本市とのかかわりのある二つのパターンがありますので、それらも参考にしなくてはなりませんし、まずは合併についての市民の機運というものを高めるためにも、アクションを起こす時期に来ていると思っております。

市民に向けて、合併に係るところの国の考え方とか、あるいは県のパターンとか、あるいは合併の長所、短所、そしてまたシミュレーションなど、問題、課題等について、市民が合併について考えるための情報というものを流していく必要があると感じているところでございます。

次に、ISOについてお答えいたします。

御案内のように、ISO 14001とは、御指摘のように国際標準化機構（ISO）が1996年に制定した環境に関

する一連の国際規格で、企業等の組織が環境への負荷を軽減する活動を継続的に実施するための仕組みというものを規定したものであり、これに沿った環境マネジメントシステムを構築いたしまして、それを実践していることを審査機関、財団法人日本品質保証機構などに認められますと、認証を取得したことになります。

既にISOを取得している自治体、本県では平成12年3月に県工業技術センターとこの10月に取得した東根市がありますが、その例を見ますと、公共事業における環境負荷の軽減として、建築廃棄物のリサイクル率を高めるとか、電気、燃料、紙、水などの使用量の削減、ごみの削減など、環境負荷の軽減を図るための環境目標を定めているようでございます。

現在、本市におきましては、全職員から経費の節減、それから節約の提案をさせまして、電気、水、紙等の使用の徹底した節約、節減や再生紙の活用などを行っているところでありますので、これらをさらに徹底いたしまして、ISOの取得に結びつけてまいりたいと思っております。

また、本市の第4次振興計画では、自然と環境に調和する美しい交流拠点都市の実現に向けまして、市民の参加のもとに、御案内のように「花と緑・せせらぎで彩る寒河江市」をキャッチフレーズに、環境美化基本方針等を策定いたしまして、美しいまちづくりに努めてきているところでございます。

御案内のように、これまで花を通しての緑を育てたところのまちづくりにも、いろいろな賞をいただいているところでございますが、議員のおっしゃるとおり、本市が市役所においても、みずから率先して、国際規格である環境マネジメントシステム、ISO 14001の認証取得の取り組みを行うことになれば、市民並びに民間企業の環境に対する意識の高揚や環境改善運動の普及等に対する考えが、これまで以上に一層高まるのではないかと考えております。

花と緑・せせらぎのまちづくりを進めている本市としましては、庁内でも国際規格である環境マネジメントシステムの構築を図り、環境を大切にする市のイメージアップに努めまして、名実ともに美しいまちづくりを進めるためにも、ISOの取得に取り組んでまいります。

以上です。

佐藤 清議長 新宮議員。

新宮征一議員 ただいま市長からは私の意図するところを十分とらえていただきまして、どちらの問題についても前向きに取り組んでいただけるということを感じたところであります。

1問でも申し上げましたように、この合併問題というのは非常に重要な問題でありますだけに、いろいろなハードルがあるわけです。

したがって、そのうちやらなければならないという認識はほとんど共有しているわけでありましてけれども、市長も隣接の首長さん方といろいろ意見交換しながら、情報の収集に当たっておられるようでありましてけれども、やはり先ほど市長からもあったように、西村山地域の中核都市としての役割というものを十分とらえていただいて、だれかが旗を振らなければ、だれかが率先して進めていかないと、この問題というのはただただただ流されがちな問題でないかなというように思います。

10月6日に山形新聞等が主催して開かれた市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2001イン山形というシンポジウムがありました。私もそれに参加してみたいんですが、やはり合併に対してのいろいろな異論もあるわけです。特に大きな課題としては、国の財政状況が思わしくないと。赤字を抱えながら、厳しい状況が続いている中で、それを地方に押しつけるのではないかとといったような問題が非常に大きな要因になるかというように思われます。

当然シンポジウムの中でも、そういった話題も出されたわけでありましてけれども、総務省の大臣官房審議官瀧野さんという方がそれに参加しておられまして、そういうことでは決してないんだということを強く訴えておられました。

ただ、現状を見ますと、先ほども申し上げましたように、合併を進めないと、交付税等の配分等においてもペナルティ的な考えもなきにしもあらずかなという懸念もされるわけです。確かに特例措置が切れる17年3月31日までに合併を進めるなどということは、本市の場合には当然時間的に無理なことでありまして、それは望むところではありません。

当然山形市等におきましても、何年かかけてきたものが、さきの新聞で報道されたように、ようやくここに来て、住民の意識が65%を超えたと。いよいよ合併に対しての準備が加速するのではないかとこのように言われておりますけれども、やはりかなりの時間をかけ、そしていろいろなハードルを乗り越えていかなければならない問題だと思えます。

先ほど市長からあったように、12月に西村山地域の一つの組織がつくられて、前向きにこれから進められるということでございますので、ぜひひとつこれをスタートの年として、これから積極的にいろいろな形で住民の意思を酌み取りながら、意識の高揚に努められるように強く御要望を申し上げたいと思えます。

それから、環境ISOの問題でありますけれども、今、市長からも、これについても積極的に進めているところであり、さらに今後強力に進めていきたいと、取り組んでいきたいという御答弁がございましたので、あえてくどくど申し上げる必要もないかと思えますけれども、このISOというのは、先ほども申し上げましたように、認証を受けるために準備をして、それにこじつけをして、いろいろと無理な計画を立てても、なかなか結びつかない、そういう面があると思うんです。

本市の場合は、先ほど市長からありましたように、庁舎内でのいろいろな節約、あるいは節減という部分では、大変な効果をもたらしているわけでありまして、そしてまた環境づくり、いわゆる身近な環境づくりとして、いろいろ申されましたように、既に寒河江では実践している状況だと思えます。

したがって、あえてここで環境ISOを取得するために何をすべきかということではなくして、先ほども1問で申し上げたとおり、これまで実践してきたものを一つのシステムとして体系化していく。そうすることによって、この認証を受ければ、内部の審査だけではなくして、外部からの審査も入ってくるわけでありまして、こ

れまでに気づかなかった点なども指摘をされ、さらに発展するものではないかなというように考えるわけであり
ます。

ちょっと残念な記事が最近あったんですけども、審査に関して、三重県が呼びかけて、愛知県と岐阜県、こ
の3県で、三重県の北川知事が社長になって、第3セクターでもって審査機構をつくっていたわけです。もちろ
ん民間の企業も23社ほど出資しているわけでありまして、その審査基準が非常にあいまいであったと。ず
さんな内容であったということで、認証を6カ月間停止するという記事が載っておりました。

それは余り芳しくない話なんですけれども、第3セクターという一つの組織自体に問題があったのではないかな
と。自治体が取得する審査に当たる者が県知事なり、そういう行政にかかわる者が会社をつくって、それで審
査するというのは、やはりなあなあ主義になってくる。

3セクが一番悪い部分が出てきたのではないかなというように、いろいろ調べた結果そのようでありますけれ
ども、やはり外部からの審査を受けるということが、さらに継続性を高めることにもなるわけでありまして、
ぜひひとつ環境ISOの問題につきましても、より一層踏み込んで、積極的に取り組んでいただきますように私
の方から強くこれも御要望を申し上げたいと思います。

もし御所見があれば伺いますけれども、私の方からはこれで終わりたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 町村合併でございますけれども、やはりみずからの問題として、ほかから押しつけられたとかというような気持ちではなくて、主体的に本市が、あるいは周辺の自治体とのかかわりの中で取り組んでいかなければならないのだろうと、こう思っています。

いろいろおっしゃるように、あるいは言っている人もいますが、ペナルティーがどうのとか、あめとむちだとか、こういうような議論もなされておりますけれども、そういうことも、まずはそれはそれとして、自分たちの力をつけていく。そして、市民のサービスというものをどういうふう将来持っていけばいいのか。非常に交流が盛んになる、あるいは環境を大切にしなければならない。そして、また国際的な広がりを非常に持つていくところの自治体としての今後のあり方というものを、将来というものを見据えて、これは考えていかななくてはならないものだ。

目先のここ両1年だとかということではなくて、将来の自治体のあり方ということの中で、今回の市町村合併というものをとらえていく必要があるかなと、このように思っております。

それから、ISOでございますけれども、御案内のように、また強調されましたように、やはり自治体、行政というものが実際の取り組みをやっておりまして、やはりISOを取得したということになりますと、これもやはり響きが違うわけでございます。

そういうこともございますが、民間と十分な連携というものをとって、あるいは市民とのかかわりというものをより大切にしまして、ISOの取得というものも考えていこうと、あるいは取得に向けて頑張らなくてはならないなと、このように思っております。

おっしゃったように、寒河江市におきましては、ボランティア活動あるいはグラウンドワークと、非常に寒河江市を美しくしよう、あるいは環境に対するとところの負荷というものを少なくしよう。それをみずからの手でやっていこうという気持ち、活動というものが非常に盛り上がっている寒河江市だと私は思っておりますので、名実ともに自治体行政も、あるいは市民挙げて、そういう取り組むものとしてのISOを考えていかななくてはならないと、このように思っています。

以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時15分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

石川忠義議員の質問

佐藤 清議長 通告番号5番について、4番石川忠義議員。

〔4番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 私は緑政会の一員として、また本市の芸術文化協議会会員として、通告番号5番、学校完全週5日制実施に向けた余暇活動について、教育委員長にお伺いいたします。

学校教育については、常日ごろ教育委員会の指導のもと、各小中学校での成果は素晴らしいものがあり、常日ごろ敬意を表しているところであります。

さて、来年度から始まる学校完全週5日制に伴い、「教育」ではなく「共育」ともに育てるということが本当に必要なようになってきました。目的は、子供たちの自由な時間をふやし、生きる力を育てるゆとりを保障。人間としてのあり方をじっくり考えさせ、主体的な判断力や行動力を育成することとあります。教師の一方的な指導から、子供の興味、関心を大切に、みずから学び、みずから考えて、生きる力を養う教育への転換と考えられます。

これまでも同僚議員から何回も学校教育、社会教育、地域の公民館活動等について、質問がなされてきました。今、教育に対する国民の考え方は多種多様であります。最近の学力論争は、ゆとり教育推進派対基礎学力擁護派の論争もあります。どちらの言い分もそれなりに理解できるわけではありますが、私はこの教育の変化に危惧する一人として、学習塾に走るのか、目的に沿った方向性を打ち出すのか、行政判断が大変重要なことと考えます。

まず、目的の意義が抽象的であり、どのような指導をして、また責任の所在も不鮮明であります。教育委員長の御所見をお伺いいたします。

次に、週休2日制について、地域の取り組みについてお伺いします。

これについては、別々に考えることは大変難しいことと思いますが、質問の性質上、社会教育活動と社会体育活動に分けて質問させていただきます。

まず、社会教育活動から質問させていただきますが、21世紀は心の時代と言われております。戦後の20世紀後半は、まさに経済最優先の時代を経てきました。結果としては、世界第2位の経済大国と言われるまでに発展をなし遂げ、物の豊かさを国民は満喫しているのですが、反面、失ったものも余りにも多いわけです。

その最たるものは環境破壊であります。エネルギーの大量消費によるCO₂での地球温暖化現象であります。開発途上国、特に中国における大量消費は、酸性雨となって、特に日本海沿岸に多大なる影響を与えております。学識経験者が説くように、海面上昇等が起きましたら大変なことであります。人類は、特に先進国とされている各国の国民が、生活態度の大きな転換期に迫られているのではないのでしょうか。

その反省点から、心を大切にす方向への転換と思われませんが、我が政府も先日、遠山文部科学大臣が中教審に対し、教育基本法改正を諮問したと報じられております。その主な骨子として、一つ、時代や社会の変化への対応、二つ、創造性、独創性に富んだ人材の育成、三つ、伝統・文化の尊重など、国家・社会の資質の育成とあります。

特に三つ目の伝統・文化の尊重がようやくして取り上げられたことは、まことに刮目すべきことであります。我が国は明治維新の一流国を急ぐ余り、極端な西欧文化への偏重傾向、また第2次世界大戦後はアメリカ主義への傾倒の結果、特に戦後は伝統・文化軽視の時代が続いてまいりました。この点が戦後教育の大きな反省点であると指摘したいと思えます。

日本の伝統文化の特徴は、茶道、華道、書道、剣道、柔道と、すべて「道」を通した心の深まりを目標としたものでした。この大切な、民族として世界に誇るべき遺産を置き忘れたような姿は本来のものではないと思えます。人間として、心の純粋な義務教育の時代に、原体験として伝統文化に触れる機会を与えることができれば、

日本人としてアイデンティティーの確立が期待できるのではないだろうか。

そこで、本市には寒河江市芸術文化協議会、略称芸文協がございます。創設は御承知のとおり昭和44年でありまして、平成10年には30周年を迎え、立派な記念誌を発刊しております。それによりまして、創設者は初代会長、故井上助太郎氏であります。井上氏は、宮中歌会始の儀におきまして、お題「花」と「母」と2度詠進歌預選を得られた本市を代表する歌人であり、文化人であります。

敗戦を経験し、いろいろな苦しみの中から豊かさを求めて復興に努めてまいりました。人々の心にも安らぎとゆとりができ、芸術や文化に目が向くようになり、本市の芸術文化団体はお互いに横の連絡を密にし、地域の文化振興に邁進していこうと創設されたわけであります。

人生80有余年の今日、いろいろの趣味として、芸術文化を愛する人が多くなりました。各公民館での文化祭、市総合文化祭も年を重ねるごとに重みを増しております。

県の教育委員会の方針では、中学校の部活動は月曜から金曜までが基本としておりますが、県の中学校校長会では第2、第4日曜日に加え、家庭の日の第3日曜日の3日間を共通の休養日とし、月に4回は部活動をしない日を設定するそうであります。

これらの休養日の活用方法を生徒が主体的に考え、学校ではできない文化的、体育的活動、ボランティア活動など、幅広い経験をすることができるのではないかと期待感があります。

芸文協創設時、24団体でありましたが、現在50を超える芸術文化関係団体がありますが、すべて児童生徒のニーズに合うものばかりではありませんけれども、道德教育の原点と言われる日本文化に直接触れられるわけがございます。

「譲れぬものが文化」と言われますように、学校教育では習得できない多種多様な分野があります。本市には、このように伝統のある芸文協が健在しており、指導力も甚大なものがあります。

ぜひこの好機に芸文協の協力を得て、社会教育振興の一環として、また公民館活動として、活用すべきと思いますが、御所見をお伺いいたします。また、現状での受け入れ態勢がどうなっているのか。また、本市独自の休養日は決定なされたのか、お伺いいたします。

次に、社会体育活動についてお伺いいたします。

いつの世も子供たちにとって休みは、この上ない喜びであり、ずっと休んでいたいのが心境だと思います。そうはいきませんから、大人のよき指導によって、大きな成果が得られるものです。遊びは、子供にとって心の栄養であり、成長過程においては欠くことのできないもの、それが遊びイコールスポーツであります。小学校低学年では遊びであっても、高学年になればスポーツとして取り組むようになります。この辺のからくりといいますが、いわゆる指導が難しい問題なのです。

休みは家に閉じこもり、ごろごろされ、テレビゲーム、漫画等にふける習慣が身につけば、目的に沿った方向には進みません。保護者たちを見ると、共働きの家庭が半分以上であり、子供たちの休み対策をどのようにすればよいのか、大きな不安を抱えております。子供の火遊びで火災になる危険性も潜んでおります。

このような不安を解消するには、子供たちを家から外に出す方法が肝心です。その受け皿が必要なのです。今、市民体育館ではいろいろのスポーツ活動が行われております。また、本市には地域ごとに各種スポーツクラブがあります。スポーツと地域づくりの面から、地域ぐるみの活動として、スポーツクラブの育成に力を入れなければなりません。子供たちはみんなで団結して、一つの目的をやり遂げ、いろいろのことを経験して、成長するものであります。

哲学者ニーチェの言葉に「子供は真剣に遊ぶ」というのがあります。大人の目で見ると、遊びは真剣さの欠如であり、ゆとりなのですが、子供にとっては、遊びこそ真剣さそのものであります。

私の子供のころは、春から秋まで、寒河江川と周辺の小川が一番の遊び場でありました。真っ黒になって川で遊び、泳ぎを覚え、魚取りをやり、けんかをして、仲直りをして、過ごしたものです。一日があっという間に過

ぎ、本当に真剣に友達と遊んだものです。

冬は長岡山、今のつつじ公園になっているところですが、スキー場であり、学校が終わってから、また休みの日はほとんどスキーとか、そりに乗り、また大寒に入ると、田んぼに水を引き、凍らせて、スケートもやりました。それも当時の子供たちの知恵でありました。

子供の遊びの真剣さこそ、人生の最高の境地であり、満足感の会得であります。また、子供の遊びの喪失は、真剣さの喪失に結びつくのではないのでしょうか。子供が子供として思い切り真剣に遊ぶという経験こそ大切なものですが、そういう遊び方を不可能にする環境を大人がつくり出しているのだと思います。

ややもすると、親は子供が勉強さえしていれば安心する傾向にあります。もっと子供の友人関係に気を配ってほしいものです。私たちは子供たちにグループ遊びの機会がより多くなるように心がけてやる必要があると思います。

そこで、私はまず行政で条件整備を整えてやるのが肝要と思われる。そこで、休耕田を利用して、ビオトープをつくり、昔の小川を再現、川魚や昆虫、植物を飼育、観察、採集できるような施設の整備。また、フィールドアスレチックやスポーツライミング等の施設を適所に設置して、子供たちが身近なところで遊ぶことができる施設の整備がこれから必要と思われる。また、冬においても子供たちが手軽に利用できるスキー場など、長岡山に造成するののも一つの対策と思います。

これらのことを実現するには、多大な予算を伴います。すぐにはできなくても、長期展望に立って御検討を願うものであります。また、週休2日制の実施で、特に小学校においてはグラウンド及び体育館の開放についてはどのようにお考えなのか、御所見をお伺いいたします。

これらの指導監督をする指導員の確保は、国及び県、市町村の雇用創出関連助成制度の活用で検討してはいかがでしょうか。地域の受け皿がないからといって、教師の負担にはできないからであります。

東根市の教育委員会では、この制度に向け、子供たちに有意義な余暇活動を提供していく少年体験教室、夢わく教室事業をスタートして、親子で週末自然体験の場を提供しながら、地域の教育力を目指す目的でスタートしておりますが、今後、年末年始と来年3月まで数々のイベントを計画しております。そのほか、各自治体において、さまざまなスポーツと地域づくり、またプランニングをしております。

本市においてはどのような構想をお持ちなのか、お伺いいたします。また、週休2日制の対策として、総合型地域スポーツクラブ構想がありますが、どのような将来の展望をお持ちなのか、お伺いいたし、第1問といたします。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 お答えいたします。

御案内のように、来年4月から学校週5日制が完全実施されるとともに、新学習指導要領が適用されることにより、我が国の教育は大きな転換期を迎えようとしております。

学習内容の3割減による学力問題については、確かに教育内容の厳選により、共通に学ぶ知識の量は従来に比べ減ってまいりますが、ゆとりを持って基礎基本を習得し、学ぶ意欲や学び方、知的好奇心、探究心を身につけることにより、生きる力としての学力を高めることができるものと考えます。

従来の学力は、知識の量や技能などを中心に考えられてまいりましたが、これからの先行き不透明な社会を生き抜くには、自分なりの見方、考え方、表現力や想像力を育て、みずから問題に気づき、解決できる力を育成することが重要であります。

各学校においては校長の指導のもと、教育課程の弾力化による時間的、空間的ゆとりと、間違いや試行錯誤が許されるような心理的ゆとりの中で、学ぶことの楽しさとよさが感じられるよう、授業の改善に努めてまいります。

授業は、長年培われた指導観や教育技術によって成り立っており、一朝一夕に転換できにくい面もありますが、各学校の研修意欲を喚起しながら、指導支援してまいります。そして、楽しく学びがいのある授業を具現化することにより、学習効果が一層上がるものと考えております。

さて、完全学校週5日制は、子供たちが週末を利用し、家庭や地域社会での生活体験や自然体験、社会体験、文化スポーツ活動など、有意義な活動や体験を行うことを保障し、望ましい人間形成を図ろうとするものであります。

従来教育をすべて学校で賄おうとしたことの限界と反省に立ち、学校教育も生涯学習の一過程として認識する状況にあります。学校とともに地域や家庭における教育も、主体的に応分の責任を自覚し、主体性を発揮することが期待されております。

次に、学校完全週5日制実施に伴う地域の取り組みと将来の展望についてですが、最初に社会教育活動面からの御質問にお答えいたします。

地域社会は、子供たちが日常の生活体験を通して、社会人としての資質や能力、ルールなどを身につけさせていく場であり、大切な機能を持っていると考えます。来年4月から週2日が休日になることにより、子供たちが地域の中でこの自由な時間をどのように過ごすかが問われ、異年齢間での遊びや自然体験、文化スポーツ活動、ボランティア活動などを主体的かつ自発的に選択することが大切になってまいります。

地域では、これらの遊びや体験活動を自分の意思で選択できるような活動の場の提供や環境の整備を図る必要があると考えます。また、子供たちの活動の受け皿として、情報の提供や活動のきっかけとなる働きかけは、社会教育の大きな役割と考えます。

そのため社会教育施設である公民館や郷土館、図書館、体育施設などを活動しやすく、気軽に使いやすい状況につくると、活動するときの適切なアドバイスや指導が、より効果的な過ごし方につながるのではないかと思います。

このような意味から、子供たちの興味と関心に沿った活動の中に芸術文化活動団体の協力が展開されることは大きな意義を持ってくるものと考えます。

先ごろ中央教育審議会に対し、教育基本法のあり方についての検討が諮問されたことは御案内のとおりであります。その中で伝統・文化の尊重などの視点から検討が諮問されました。茶道、華道、舞踊や民俗芸能などの日本の伝統文化を学習し、継承することは、子供たちの日本人としての資質形成に重要な役割を果たすものと思

ます。

本市の振興計画でも、伝統文化の継承と新しい文化の創造を掲げております。舞踊、音楽や書道、絵画などの芸術文化活動の団体である寒河江市芸術文化協議会が、それぞれの活動の中で子供たちに門戸を開いて、講習会や研修会の計画を行うよう働きかけていきたいと考えています。そのため公民館や図書館、体育施設が利用しやすくすることや指導者への支援なども大切な取り組みであると考えます。

専門的な知識と能力を持っている芸術文化団体の協力の受け入れの現状についての御質問ですが、民俗芸能の伝承については、田植え踊りや大黒舞などの保存伝承活動が各地区で行われているところです。

また、公民館事業としての少年少女郷土史講座やわんぱく探検隊、中学生キャンプ、たまてばこキッズサイクリングなどの事業に当たり、絵画や焼き物の指導、演奏や合唱の指導、またふるさと歴史講話などの講師、指導者として、講演や指導をお願いしてきたところであります。

今後も完全学校週5日制の実施にかかわらず、伝統・文化の伝承と創造を大切に、地域社会で子供からお年寄りまでの交流とコミュニティづくりのため、地域の方々の御協力をいただきたいと考えているところです。

また、部活動について、本市独自の休養日は決定されたかとの御質問ですが、寒河江市教育委員会としては、校長会等の方針や動向を踏まえ、保護者の意識も把握しながら、地域や家庭で過ごす時間を確保する方向で検討しております。

次に、社会体育活動についてお答え申し上げます。

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものにするとともに、人間の身体的、精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化であります。市民の1人ひとりが生涯の各時期にわたり、いつでも、どこでも、身近にスポーツ活動が親しめる環境を整備することは、1人ひとりの健康保持と体力増進が図られるだけでなく、個人の生きがいはもとより、豊かで活力に満ちた社会の形成につながるものであります。

平成14年度からの学校週5日制実施等による自由時間の増大の対応としては、スポーツの機会を提供する公共及び民間と利用する児童生徒、それに市民や競技者が一体となったスポーツ教室、講座、研修会の取り組みを展開して、一層の生涯スポーツ振興を図ることが社会体育の役割と考えます。

これまで生涯スポーツ推進のために、各地区におきましても、公民館や子供育成会、地区体育協会が連携し、地域住民総参加型の体育大会や種々のスポーツ大会を実施し、よりよいコミュニティづくりに取り組んでおりますし、市といたしましても、寒河江市体育協会や体育指導委員、各競技団体の協力を得ながら、各種大会を開催、地域スポーツ活性化事業として、スポーツ教室や大会の実施、ジュニアスポーツ指導者研修会の開催などを進めており、平成12年度のニュースポーツ出前教室では各地区8カ所で86人、スポーツ面白講座は5回で延べ65人の参加者があり、体育の日に開催しました第7回スポレク祭には7種目で520名の参加がありました。

また、小中学校スポーツ活性化事業としてのニュースポーツ等わくわく体験事業では、スポーツ指導員を派遣、市内七つの小学校で11回実施し、355人の実績となっております。さらに、夢わくわくスポーツふれあいタイム事業や中学校部活動支援事業にも取り組んでおります。なお、施設設備の充実に関しましても、生涯スポーツの普及、振興のため、ニュースポーツ備品の整備を計画的に行っており、今年度は計画的な体育施設整備のために基本調査も実施しております。

今後はこれらの体験や施設整備を通して、子供から大人まで、スポーツに親しむ環境づくりに結びつくことを願っております。

学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点とし、地域住民のだれもが参加できる総合型地域スポーツクラブの育成、高度化・多様化するスポーツ活動へのニーズに対応できるスポーツ指導者の育成、スポーツを楽しむ習慣を少年のころに身につけ、スポーツの活性化を図るスポーツ少年団の強化、それに体育協会、地区体育協会、体育指導委員会、学校、スポ少関係団体等と連携した各種スポーツ講習会、教室等の充実を図り、生涯スポーツ社会をつくっていくことが、完全学校週5日制における子供のスポーツ活動の条件整備にもつながり、さらに地域の

活性化にも寄与するものと考えております。

また、体育振興公社においても、自主事業で高齢者から子供まで幅広い教室を開催するなど、ニーズに合わせた取り組みを実施してまいります。

なお、指導者の確保については、現在のスポーツ指導者登録事業とともに、スポーツボランティア制度を考えており、体育指導委員の役割もあることから、雇用創出関連制度の活用は現在のところ考えておりません。

次に、行政の条件整備として、休耕田を利用したピオトープをつくり、昔の小川を再現、川魚や昆虫、植物を飼育、観察、採集できるような施設整備の提言についてですが、現在、幸生地区で整備されております「水辺の楽校」では、溪流を自然体験や学習の場として活用できるものでありますし、グラウンドワーク活動により完成した慈恩寺地区の「ホタルの里」など、本市には自然を学べる環境がたくさんあるわけですから、これらを生かしながら、体験学習に取り組むのも一つの方法ではないかと考えているところです。

また、フィールドアスレチックやスポーツクライミング等の施設整備についてであります。フィールドアスレチックについては、当面谷沢のいこいの森等の既存施設を活用していただきたいと思っておりますし、スポーツクライミングについては、技術を伴うものであり、専門の指導者の配置が必要と思われるので、施設の整備を含め、山岳連盟の方の助言を得ながら、連携を進めていく必要があります。今後検討していきたいと思っております。

冬において、子供たちが手軽に利用できるスキー場などを長岡山に造成することにお答えします。スキー場については、たびたび要望が出されております。平成6年度市制施行40周年記念事業の一環として、つつじ公園の拡張により、長岡山のスキー場がやむなく廃止せざるを得ない結果となったわけです。スキークラブの方々の要望もあり、長岡山の公園に適地を検討したわけですが、地権者との協力が得られず、断念した経過がございます。

その後、スキークラブの役員と担当課がそれ以外の場所について調査を行い、検討を重ねてまいりました。スキー場の立地条件等を考えた場合、まず気象条件としての雪の質、積雪量、スキー可能な期間の問題、地形条件として、滑走距離、斜度、滑走方位、交通の利便性、駐車場の確保、関連施設確保の諸問題、オフシーズンの土地の利活用、そして自然保護の問題等、整備するにはクリアしなければならない問題がたくさんあり、今後とも十分慎重に調査研究を進めていかなければならないと考えているところです。今後とも市内一円を対象に継続して検討していきたいと思っております。

次に、小学校グラウンド及び体育館の開放についてであります。本市の各学校において、学校教育上、支障がないと認められる場合には、スポーツ少年団や社会教育団体に対して、学校の施設設備を積極的に開放しているところです。

現状を申し上げますと、グラウンドについては、野球等のスポーツ少年団のある地域では、利用できる季節のほとんど毎日使用されているようです。体育館については、年間を通してスポーツ少年団体と一般の団体が週1回から2ないし3回と定期的に使用しており、こちらもあいている日が少ない状況にあります。

使用する団体としては、スポーツ少年団や一般の方が加入している社会教育団体等がほとんどであります。活動が活発な地区においては、年間の開放回数が500回を超える学校も出てきているようです。

完全学校週5日制が実施される来年以降については、各地区の実情に合わせて、これまで定期的に学校を使用いただいているスポーツ少年団、社会教育団体や地域の各種団体との年間利用に関する話し合いを踏まえて、地域の方々の協力を得ながら、より一層積極的に開放していきたいと考えております。

さらに公民館活動や社会教育団体等、地域の各種団体が実施する子供を対象としたさまざまな事業を支援するため、グラウンド、体育館はもちろんのこと、その他学校施設設備についても、積極的に開放していく考えであります。

最後に、総合型地域スポーツクラブについてお答え申し上げます。

平成12年9月に国は初めてスポーツ振興基本計画を取りまとめました。国としては、2010年までに全国の市区町村に少なくとも一つの総合型地域スポーツクラブを中学校区程度を単位として育成するもので、完全学校週5

日制時代における地域の子供のスポーツ活動の受け皿の整備にもつながるものと考えております。

総合型とは、三つの面での総合性を考えます。一つは種目の多様性、二つは世代や年齢の多様性、一つは技術レベルの多様性です。総合型スポーツクラブは、このような多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民、個々の人々のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブを目標としており、地域住民が主人公であり、自分たちで主体的に運営する形態であります。

このような国の基本計画を受け、県では平成14年3月までに山形県スポーツ振興基本計画を策定、示すことにしており、本市といたしましても、県の計画を受けて、平成14年度にスポーツ振興審議会を中心として、総合型地域スポーツクラブの育成を計画の中に位置づけたスポーツ振興基本計画を策定してまいる所存であります。

以上です。

佐藤 清議長 石川議員。

石川忠義議員 御丁寧なる答弁、まことにありがとうございます。

私も教育問題というものは初めての質問でございまして、自分でもどういう内容で聞いたらいいのか、ちょっと戸惑っているわけですが、よろしくお聞かせしたいと思います。

ただいまの答弁をお聞きしておりますと、地域と家庭における責任というものがいかに大きいものであるか、今、痛感させられました。ただ、現時点でそのような認識が地域と家庭でどのぐらい認識なされているのか。

いろいろ聞いてみますと、さっきも第1問で申し上げたとおり、家庭においては困ったものだというような風潮が大きいというふうに思われるわけですが、今、教育委員会はどのような方法で、地域、家庭での休み対策について啓蒙と申しますか、それについての方策をやっているのか、まずお伺いしたいと思います。

おかげさまで西根地区の方でも、おくれればせながら、今、学童保育を町会長連合会を中心にやっているわけですが、当然学校完全5日制ですか、これになったときの学童保育という問題も重要なことになると思いますが、今、小泉内閣の構想の中でも、今後学童保育を広めていかななくてはならないのではないかというような構想もあるようでございます。

そんなことで、これから寒河江市におきましても学童保育の設置が、今ない学校、区におきましても惹起されることと思いますが、その辺の考え方について御所見をお伺いしたいと思います。

また、来年4月からこの制度はスタートするわけですが、さっき申し上げましたとおり、なかなか親御さんが休み対策については余り考えていないというのが実情と申しますが、それを解消するには、先ほど第1問で申しましたとおり、学習塾へ通うとか、スポーツ塾に通うとか、そういうことになるのではないかと私は懸念しているわけです。

それもまるっきり悪いというわけではないですが、ただどこに行くとこもないから、塾に通わせるというようなことになれば、せつかくゆとり教育、生きる力と申しますが、そういうことを大前提にした学校完全週5日制が、おかしい方向に行ってしまうのではないかとこのように思われるわけです。今でもそういうことを見通して、塾に通っている子供がふえているというふうなこともございます。

いろいろなことを今から走りながら、試行錯誤しながら、この制度は進むと思うわけですが、目的が軌道に乗るのはいつごろなのか。教育委員会の方であるとすれば、お伺いしたいと思います。

また、社会教育活動については、現在も保存伝承活動とか、また公民館事業を通して、多くの催しをやっているということをお聞きしました。芸文協の中でも、吟友会とか、舞踊の一部を児童生徒に教えているということで、一定の成果をおさめているわけですが、今後、芸文協との協議の中で子供たちにも門戸を開く要請を働きかけたいという御答弁があったわけですが、大いに期待したいものだと思います。

昔、私も技術屋として企業に入ったわけですが、先輩から「技術は盗んで覚えろ」ということで、なかなか教えてもらえなかったという時期がございました。今は率先して、手取り足取り、いろいろ教えてくれるわけですが、芸文協の中でも今いろいろ活動しているわけですが、余り講師料とか、そういうものは取らないで教えている団体がたくさんございます。

ただ、そういういろいろなサークルの中で、東京とか、そういう本当の偉い人を呼んで、いろいろ伝授を受けるときがございしますが、非常に高い講師料を払って、皆さんやっているわけです。幸いにして、芸文協の方から補助金という形で出ているわけですが、そういう補助金の拡大ということもいろいろあると思えますけれども、子供たちのためには喜んで芸文協のサークルでは協力できるというふうに思います。

社会体育活動についてでございますが、私が提案していますピオトープ構想とか、スキー場の造成でございますけれども、やはりスポーツとしてやるというのは非常に大切だと思いますけれども、小さいころから遊びに対して真剣に取り組む。テレビゲームでも何でも真剣に取り組むわけですが、自然と向かい合って、友達

と小さいときから真剣に遊ぶということが、どうも今の時世にないのではないか。

やはり親も忙しいということがありまして、家に閉じ込めておくということもあると思いますけれども、何だかそのニュアンスが答弁と私の意見に食い違いがあるのではないか。

やはり遊びを通して、いろいろなことを覚える。先ほどの答弁の中で幸生地区にあるとか、慈恩寺にあるとか、学習で行くならわかりますけれども、常日ごろ身近で遊ぶということで考えれば、またいこいの森に行って、フィールドアスレチックを子供たちで行くのも、近い人はいいんですけども、遠い人は毎日行けないと、そういうことなんです。

私はそういう真剣に遊べる、常日ごろ遊べるところが今少ないのではないかと。公園はあっても、大して遊ぶところがない。だから、子供が夢中になれないというような考え方です。

時間も過ぎましたけれども、第2問はこのくらいにしまして、第3問に回したいと思います。

以上です。

佐藤 清議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時04分

再 開 午後 1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

石川議員に申し上げます。

第2問の質問の中で通告にない質問がありましたので、御注意申し上げます。

教育長。

保科弘治教育長 第2問、何点かございましたが、私から答弁させていただきます。

まず、第1に、5日制の趣旨、目的等について、その啓蒙がもっと徹底するよという質問だったと思いますが、これは5日制についての考え方、やはり教師も子供も、あるいは親も家庭も地域も、その意識を変えていくということが非常に大事だということで、学校では平成4年から新しい教育課程に向けて、さまざまな場面で啓蒙をやってきているところでございます。

また、教育委員会としましては、教育を語る市民の集いというものを組織しまして、ことしで第5回目を終わったところでございます。そういった場における啓蒙等もやってきております。それから、なお行政の取り組みということをいろいろな手段を使って、これからも啓蒙に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、2番目ですが、学習塾通いが多くなってくのではないかというふうな御質問であったわけですが、これも5日制の趣旨からすれば、子供たちがみずから考えて、みずから学び、主体的に学習するような、そういう習慣を身につけていくというのが総合学習なんかのねらいでもありますし、子供たちがそういうふうな姿で育っていくことが望まれるわけですが、なかなか現実としてはそうはうまくいかないという心配もあるわけです。

学習塾、それからいろいろな習い事、あるいはスポーツ関係の会に出るなどということも、子供たちの、あるいは親の選択肢の一つではあるというふうに考えております。一概に5日制になって、学習塾に殺到するというふうなことにはならないのではないかとこのように考えております。

3番目、寒河江市の芸文協についての御協力、本当にありがたく思っております。御指摘のように、芸術文化協議会には54団体、2,400名の方々が加盟して、活動なされております。そのような専門的な知識や労力を地域とか、あるいは公民館活動の中で子供たちにも門戸を開いていただいて、ボランティア的に御指導いただいている。そして、それを広げていってくださるということは大変ありがたいというふうに思っております。

芸文協の方々とも協議しながら、場面と機会をとらえて、講習会や研修会の計画を企画していただけるように働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。

それから、4番目、遊び場の件ですが、議員から指摘がありましたように、子供は真剣に遊ぶとか、あるいは子供は遊びの天才であるなどというようなことがよく言われるわけですが、余りにも大人が遊び場をつくって「さあ、どうぞ」というような形では、やはり子供には魅力がないと。みずからが知恵を絞ってやる場所に遊びのおもしろさがあるというふうに基本的には私は考えております。

だから、何もしないでいいという意味ではありませんけれども、とにかく今の子供たちの状況を見ていると、やはり外に出て、あるいは集団で遊ぶということが非常に少なくなっているという問題点が指摘されているわけです。

そういうようなことをやはり少しでもいい方向に結びつけていくためにも、地域の実情を生かした中で遊べるような環境づくりというものを考えていきたい。それには学校の施設とかも大いに活用していただきながらやっていくようにしてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

佐藤 清議長 石川議員。

石川忠義議員 答弁をもらったんですけれども、第3問に入らせてもらいます。

今、教育長の答弁はわからないわけでもないんですけれども、学校5日制の趣旨、それから考えますと、今の子供の遊び場は自分たちが見つけてやるという、非常に崇高な考えだと思います。そんなことを言っていたら、子供は何もできないと。やはり都会と寒河江市というのはおのずと違います。やる職業も、これから農家をやる方もおりますし、地場産業に向かって求職するという方が非常に多いと思います。

私も企業マンとして35年間いろいろな人事関係も携わってきました。やはり人を採用するときは、その会社で違うと思いますけれども、頭のいい人はたくさんいますけれども、余り頭のいい人は企業では要らないんです。やはりまじめで元気でリーダーシップのとれる人、それを中心に採用すると。そういうふうな経験がございます。

何回も申しますけれども、子供時分に一生懸命遊べない子供は、何か原因があるのではないかと。原因を世の中がつくっているのではないかと。私はそういうふうに思えるわけです。

せっかくの週休2日制になって、学校から開放されて、殊に小学校低学年、また保育園、幼稚園の子供たちが地域のそういう仲間と一緒に時のたつのも忘れるくらいの遊び場所、それが基本にないと、学校に行っても集中力がないとか、人と交われないとか、いろいろな現象が起きていますけれども、今までそういうものが欠けていたために、そういう現象が起きる一つの遠因もあったのではないかとというふうに思われるわけです。

ですから、第2問でも申し上げましたけれども、あそこがあるからあそこに遊びに行っていこうとか、そういうことは総合学習の中で学校で連れていく、そういうときは非常にいいわけですが、毎日毎日遊ぶそのものは、休みになっても、今、親たちがリストラ、リストラということで、土曜日を休めるという会社は、いわゆる労働協約が後退しまして、今まであった休みが減ったという会社が多いと聞いております。公務員の方は土日休みで、そういう相手ができましようけれども、普通民間の企業に行っている親御さんはそんなことはできない。

そういうことを考えますと、すぐとはいきませんでしょうけれども、地域で遊べる子供の遊び場、それを何とかつくっていただきたい。それを要望したいと思います。

また、この前の新聞に載っていたんですが、県教育文化フォーラムという組織団体があるそうですけれども、いろいろ先生方で退職なさった方がボランティア活動として活躍されているそうでございますけれども、寒河江市においても、完全学校5日制に向けて、どのような活動を計画しているのか。これもちょっと通告にないので、もし差しさわりがあれば答弁は要りませんが、お聞きしたいと思います。

以上で第3問を終わります。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 県の教育文化フォーラム、これは寒河江西村山の教職経験で定年退職なされた方々が組織をつくりまして、学校とか社会教育関係のいろいろなことに自分たちでできる手助けをしたいという大変ありがたい申し出があります。そういう方々の御協力なんかも具体的に仰いでいることもありますので、これからはお一層連携しながら、お願いしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

安孫子市美夫議員の質問

佐藤 清議長 通告番号6番、7番、8番について、6番安孫子市美夫議員。

〔6番 安孫子市美夫議員 登壇〕

安孫子市美夫議員 私は具体的な提言を申し上げ、要望を含め、質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、本市は、花と緑・せせらぎを彩る美しいまちづくり、さらには寒河江の自然の風景や景観を生かし、美しく品格を備えた住みやすいまちづくりを大きい目標としています。グラウンドワーク手法で、市民、企業、行政が一体となったまちづくりが高く評価され、昨年は花のまちづくりコンクールにおいて農林水産大臣賞、こしは内閣総理大臣賞を、また今回は中国で開催された国際大会で銀賞を受賞しています。大変喜ばしく思っているところであります。

我々議員も管外行政視察や遠出の旅旅行などで、花とさくらんぼにこだわったまちづくりをあいさつがわりに紹介をして誇りに思い、PRに努めているところであります。

来年は全国都市緑化フェア、15年には芸術文化祭が開催されることから、本市を訪れる客がかなりの人数になるのではないかと考えられます。地域巡回観光や農業体験観光などを通して楽しんでいただき、美しい自然、景観を大切にしたい美しい街であることを思い出に残していただきたいと思っているところであります。

先般、議員協議会で市のごみ処理基本計画の詳細な説明を受け、廃棄物対策、リサイクル対策、ダイオキシン問題など、これらの基本施策を総合的、計画的に推進していく方法などを明らかにしていただきました。

市は広域行政の中でいち早く新しい焼却施設を設置し、ごみの分別収集を初め、有料化を実施しています。家電廃棄物のリサイクル収集方法を市民に示しながら、不法投棄対策や環境美化を呼びかけ、意識高揚に努めています。心から敬意を申し上げます。

平成10年から始まった分別収集も、市民の理解の高まりと協力で着実に進展しています。しかし、朝早くジョギングや散歩を兼ねて歩いてみたり、ドライブなどをすると、認識不足の方のせいで、ジュースの空き缶や空瓶、ビニール袋、たばこの空箱などのばい捨てが見られ、路上に散乱している場に出会います。私一人ばかりでないと思いますが、いかがでしょうか。

また、野原や山道、人通りの少ない裏道などに不法投棄され、ひどいものになりますと、道路のわきに植えられた花の周囲にまで投げ捨てられ、せっかくの景観を台なしにしています。やはり繰り返し繰り返しの粘り強い広報啓発、環境教育に努め、市民1人ひとりのモラル、意識向上を促す以外の道はないと思っております。

しかし、夜間や人がいないときを見計らって、車から投げ捨てられたり、ばい捨てされるのでは、何の手だても役に立たないという嘆き、あきらめの声も聞かれます。

ごみを捨てない市民運動を定着、促進させるためにも、もっと罰則を強化しないとだめだという声が聞かれます。ばい捨て・不法投棄監視員などを設け、罰則や取り締まり、監視を強化してはどうかと考えるのですが、いかがでしょうか。

また、各家庭では、遠方のお客様を迎えるのに当たり、家の周りをきれいに整理整頓するのがならわしで普通ですが、市としても、今までにない一大事業、緑化フェアを来年に控え、衛生組合や学校、町内会、各種団体を通して、総合的な体系づくりを今以上に考え、ごみゼロ市民運動を大々的に展開すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、除雪対策についてお伺ひしたいと思います。

今年度も降雪期を迎え、カメムシが多いと雪が多いとか、カマキリが巣をつくる形態を云々して、降雪量の予想が話題になっています。思い起こせば、昨年は何年ぶりかの大雪に見舞われ、生活の確保を図るべく、当局では補正を組みながら、日夜奮闘していただきましたことに心から感謝と敬意を申し上げます。

ことしも昨年のように連日の大雪では困ったなと心配をする市民も少なくありません。雪国では雪との戦いで

あったことは、今申すべきことではありませんが、私たちが子供のころ、道路確保をするために、雪かきや雪踏みなどをしながら、春には道路の雪割りなど、地域の総出の作業で実施したことを思い出します。今は社会の変化や車社会の進展により、家庭と社会をつなぐ道路の重要度がより一層増し、切っても切れないものとなっています。

大型除雪機械の導入から、除雪は行政が担当して、任務を果たすことが当然という社会情勢になりました。寒河江市内は面積的にも広いというほどでもありませんが、ところによっては積雪量がかなり違う地域もあれば、道路が東西に走っていて、家並みが連なったり、日が差さないところ、風雪のたまり場となる場所など、さまざまであります。そのため個々の家庭においては、業者に依頼をしたり、みずから捨て場を探し、排出に努力しています。

昨年のような大雪になりますと、道路の沿道は山積みとなり、道幅は一方通行で車両交換不可能となり、雪捨て場がないため、除雪車も機能を発揮することができず、路面をなでて歩くような状況になります。また、各家庭の入り口が雪捨て場となり、その雪をまた路上に出すという悪循環の繰り返しとなってしまいます。

通勤、通学、買い物など、社会経済活動にも事を欠き、市民の不満は蔓延し、隣近所の雪による争いに発展しかねません。火災や救急、緊急時の危機的な場面に対処できないようでは困るとの話題が持ち切りとなり、心配されています。

そこで、昨年の中央商店街の自主的な除雪、排雪事業などを範例に倣い、雪捨て場などをみんなで考え、地域区、町内会などを中心に、業者などのダンプを市からあっせんしていただき、また市の除雪車、ブルなどの協力を得て、グラウンドワーク手法による除雪計画をしてはどうかという話が出てきています。

ともすると、閉鎖的な暗くなりやすい冬期間の生活環境を、道路を広く確保することにより、安心して明るく暮らす冬場の地域生活環境づくりが大切であり、それが広く自主的に地域がまとまれば、大変喜ばしく歓迎すべきだと私は思っていますが、市長の御見解を賜りたいと思っていますところであります。

次に、保育所の延長保育についてお伺いいたします。

少子化や夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の変化、取り巻く環境が大きく変わってきています。共働き家庭などを支え、子供たちの成長を助ける保育所は、社会福祉施設として位置づけられていますが、近年は女性の社会進出、核家族化、少子化などで、保育に対するニーズも複雑多様化し、要望は多岐にわたり、柔軟な対応が求められてきていると考えられます。

民間参入などもあり、一時保育、障害児保育、休日保育など、保育サービスも年々拡充して、地域要望に応じた保育所も多くなってきました。

市としても、積極的な支援体制をとり、産みやすい、育てやすい環境づくりを推進しており、早速、なか保育所、みなみ保育所が6時30分から7時30分までの延長保育を実施しています。また、小中学生による童話の読み聞かせのボランティア保育など、特色あるユニークな保育運営に努めていることに大変喜ばしく思っているわけです。

市保育所では、なか保育所とみなみ保育所の2保育所が延長保育を実施していますが、両保育所以外の保育所でも、延長保育を希望している方も多いようで、女性の社会進出や母親の職場勤務などを考えますと、要望が出るのも自然の成り行きではないかと思っております。

そこで、市内の全部の保育所で何とか延長保育をしていただきたいと考えるのですが、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。よろしくお伺いいたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まずは、不法投棄関係の質問に答弁いたします。

本市は、市民、企業、団体、行政がそれぞれの役割というものを認識しながら、一丸となって、「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」、美しく品格を備えた住みよいまちづくりを推進しております。御案内のとおりでございます。

ごみのばい捨てや廃棄物の不法投棄は、美観を損ねるだけでなく、人や自然環境に対して悪影響を及ぼすことから、これまでも折に触れ、不法投棄防止の啓発に努めてまいりました。また、随時パトロールし、不法投棄場所の監視活動や原状回復に努めてまいりました。

しかしながら、おっしゃるように、河川敷や山間部などの目につきにくい場所に不法投棄が散見され、この解消に向け努力しているところでございます。

さらに、広域的にこれらの問題に対応するため、県の村山総合支庁の環境課では、廃棄物不適性処理対策として、廃棄物適性処理監視員2名体制によりまして、常時パトロールを実施しておりまして、廃棄物の不法投棄や野焼きなどの監視及び指導を行っております。その際、市職員も同行しまして、対応しているところでございます。

また、総合支庁とその管内の市町、県の産業廃棄物協会、それから市町の各衛生組合連合会などで構成するところの村山地区不法投棄防止対策協議会を組織しておりまして、そこでも対策を講じているわけでございます。

この協議会の主な活動といたしましては、不法投棄防止の啓発、それから不法投棄の監視、地区住民が行う不法投棄廃棄物の撤去や原状回復への支援などを実施しているわけでございます。

本市におきましては、この協議会と協力しながら、不法投棄場所をなくすべく、地域住民の参加協力のもと、不法投棄廃棄物の撤去や原状回復を毎年実施しているところでございます。また、市報等によりまして、不法投棄防止の啓発を行い、モラルの向上を図っているところでございます。

そのほかにも、町会長や廃棄物減量等推進員、それから衛生組合長のそれぞれの会議におきまして、不法投棄防止について話を申し上げ、地域での監視活動や啓発活動の展開をお願いしているところでございます。

それから、できるだけ早く不法投棄等に関する情報を得まして、早目の対策を講ずることができるよう、先月11月22日に市内の郵便局、それからタクシー会社、新聞専売所の協力を得まして、不法投棄等の情報提供に関する覚書を取り交わしたところでございます。7者と取り交わしたわけでございます。御案内かと思えます。

覚書の内容は、心ない不法投棄をなくして、自然の景観を守り、生活環境を保全するために、不法投棄を行っている者や車両等の情報、不法投棄の場所などの情報、さらに道路の損壊場所や水道の漏水場所等の情報等も提供していただけるものとなっているわけでございます。

この覚書締結のメリットとしましては、24時間、いわゆる朝の新聞配達、それから昼の郵便配達、早朝・夜間等のタクシー営業走行、こういうことを通しまして、市内全域のチェックと迅速な情報が得られるものと考えているわけです。

これらの情報を迅速に提供していただくことによりまして、これまで以上に迅速かつ適切な対応が可能となりまして、より一層生活環境の保全と道路交通の安全保持が図れるものと考えているわけでございます。さらに、不法投棄を行っている者や車両等を発見した場合などには、警察にも連絡が行くようになっており、効果的な取り締まりが行われるものと思っております。

不法投棄に関する罰則につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定されております。取り締まりについては、今申し上げました対策の充実を図ってまいりながら対応したいと考えております。

これからも不法投棄防止に鋭意努めてまいりますが、これまで以上に不法投棄が拡大するような状況になった

場合には、不法投棄監視員等の設置についても、検討していかなければならないと考えているところでございます。

それから、ごみゼロ運動というような展開という御提案も含めた御質問がございましたが、お答えします。

市におきましては、美しい自然と住みよい生活環境保全の一環といたしまして、毎年7月の河川愛護月間中に、沿線地区住民の協力を得ながら、市内主要河川及び中小河川の斉清掃を実施しております。毎年9月には、幹線道路、生活道路及び公園等を中心に市内全域にわたりまして、一斉に清掃活動、いわゆる市民一斉クリーン作戦を実施しております。

近年、自然環境や生活環境に対する市民意識が高まってきておりまして、各町内会や衛生組合、小中学校や子供会、各種団体、企業、会社などが美しい自然景観の保全や地域の環境保持のために、身近な場所や公共的施設などでの独自のクリーン作戦や地域清掃などのボランティア活動が自主的、そして積極的に行われてきているところでございまして、大変喜ばしく感謝しているところでございます。

このように市が実施する事業のほかに、市民、企業、団体が一丸となって環境を保全する活動が行われてきております。これらの活動をこれからも支援、助長するとともに、連携しながら、美しいまちづくりをより一層推進していかなければならないと考えているところでございます。

ごみのほい捨てや不法投棄防止につきましては、1人ひとりの意識が基本であると思いますので、市報等によりまして、啓発運動というものをこれまで以上に展開いたしまして、自分の手からごみを捨てないなど、一層のモラルの向上を図ってまいりたいと考えております。

御指摘の来年度の緑化フェアに向けた環境美化でございしますが、毎年実施しているクリーン作戦とは別に、緑化フェアの開催前にもクリーン作戦を実施する計画を進めているところでございます。さらに、町内会、衛生組合などとの連携というものを図りながら、ごみのない、きれいな美しいまちづくりを展開するとともに、学校及びボランティア団体等による独自の清掃活動の輪をさらに広げていきたいと考えております。

これらの運動につきましては、緑化フェアが終わってからも継続的に事業展開を図ってまいりたいと、このように思っております。これからも市民の環境、景観に対する意識高揚をより一層図りながら、市民、企業、行政が一体となりまして、自然環境を守り、美しい気品のあるまちづくりを進めていきたいと思っております。

次に、豪雪時の雪の対策でございまして、御案内のように、ことしの冬は1月の初めから降り始めた雪が2週間程度降り続きまして、最近にない豪雪となったわけでございまして、早朝除雪はもちろんでございますが、日中も除雪車を出勤させるなど、除雪体制につきましては、万全を期して除雪をしまいったところでございます。

ちょっと申し上げますと、昨年度の全体的な除雪の実施状況は、市道延長 297キロメートルのうち88%に当たる 261キロメートルを、市有車が9台、委託業者48台、合計57台で除雪を実施したところでございまして、また市全体の斉除雪が13回ありました。幸生地区は44回、田代地区は34回の出勤となりました。さらに、私道につきましても要望が多く、178路線を対象として除雪を実施して、市民生活の足の確保に努めてまいったところでございます。

御質問は、豪雪時の除雪によりまして、道路の沿道が山積みとなり、幅員も狭くなって、歩行者や車両運行に支障を来し、緊急時の対処ができなくなると困るので、町内会などを中心といたしました排雪方法というものを考えてはいかがというような御質問でございます。

本市では、除雪により幅員が狭くなっている路線につきましては、タイヤショベルやロータリー車などを組み合わせながら、幅出し除雪で対応しておりますが、それをするにしましても、できるだけ近いところに雪置き場があることが何よりも効果的でございます。雪置き場の確保には、地域の積極的な協力体制が必要不可欠かと存じます。

しかしながら、積雪量がさらに多くなり、雪置き場もいっぱいの状況になりますと、運搬車など、重機械を使っただけの排雪をしなければならなくなるわけでございます。

排雪となりますと、歩行者通路などを確保するための特例的な排雪を除いて、地区、町内会等で排雪をする場合は、ブロック塀の塀際のかき出しなど、住民の協力も必要となりますが、往々にして、宅地の雪も含まれることも多いわけですので、これまでも雪のかき出しや積み込み、搬出、運搬などにおいて、住民、市、町内会等の作業の分担、負担の話し合いをして、対応していただいているところでございます。

今後におきましても、まずはロータリー車を配しながらの幅出し、いわゆる道路幅員の確保を努めてまいりませうけれども、排雪につきましては、これまでと同様の考えでお願いしたいと思っているところでございます。

次に、保育所の時間延長についての御質問に答弁いたします。

国では、平成6年に策定しましたエンゼルプランをより具体的に推進するため、平成11年12月に少子化対策基本方針、新エンゼルプランというものを新たに策定しまして、安心して子供を産み育てやすい環境づくりを推進していることとしております。

本市においても、他市に先駆けて、平成10年3月に寒河江子どもプランというものを策定いたしまして、地域の実態や保護者の保育需要を的確にとらえ、地域社会全体で子供を安心して産み育てられるような環境を整えてまいることが肝要であると考えまして、子育て支援施策の充実に努めているところでございます。

御案内かと思えますけれども、本年は、家庭において一時的に保育のできないときの子育て支援の仕組みを築いてまいるために、実施施設を特定せず、すべての市立保育所において一時保育を実施したのを初め、NPO法人、まごころサービスさくらんぼの幼児一時預かり事業の支援、ファミリーサポートセンターによる子育て支援事業への取り組みなどを新たに実施しました。

既に寒河江学園に委託して実施している夜間やショートステイ子育て支援事業、それから私立幼稚園などの民間施設の取り組みを含めると、一時保育を必要とする家庭の状況に応じました選択的な利用が可能な一時保育体系が確立できたものと考えております。

寒河江市立保育所の延長保育につきましては、現在、午前7時30分から始業時までの1時間、さらに午後5時から6時半までの1時間半、御案内のように、なか保育所とみなみ保育所の2施設で実施しております。

それぞれの利用状況は、なか保育所が朝8時前の利用者が59名、8時から8時半までの時間帯では97名、また夕方は5時半までが82名、6時まででは58名、6時半までが28名となっております。

みなみ保育所の状況でございますが、延長保育利用者は、朝8時前が36名、8時から8時半までの時間帯が39名、夕方は5時半までが59名、6時まででは39名、6時半までが19名となっております。

最も利用の多い時間帯、ピーク時の利用率は、なか保育所が8割弱、みなみ保育所が65%程度となっております。

現在の市立保育所への入所状況を見ますと、延長保育を実施している保育所への入所児童数が多くなっている傾向もありますし、また平成14年度の入所希望の状況から見ましても、これらの状況が顕著になってきております。

保育所への入所は、平成10年4月1日より、児童福祉法の改正によりまして、利用者が保育サービス等の内容を踏まえ、利用施設を選択できる保育の措置から保育の実施へと利用者本位の制度に大きく改善されてきており、延長保育サービスの実施が保育所選択の一つにもなっているのかなと思っております。

寒河江子どもプランは、平成17年度を目標年度とするものであり、ことしがその中間年に当たることから、寒河江子どもプランの総点検を実施いたしているところでございます。延長保育実施施設の拡大というものを早急に実施すべきものと考え、現在、延長保育体制等の具体的な実施方法を詰めている段階でございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 安孫子議員。

安孫子市美夫議員 前向きな詳細な答弁をいただきまして、本当にどうもありがとうございます。力強く思っているところでございます。

ごみ対策についても、いろいろ市、県初め、各方面でさまざまな施策を講じているわけですが、やはり先ほど申し上げましたように、けさほどなんかに路上にかなりばい捨てされているというふうな姿なんかを見ますと、本当に残念だなというふうな感じを持つわけであります。

そんな中で町内会長さんを初め、あるいは衛生組合さん、減量対策推進員さんなども頑張っていらっしゃるようでございますけれども、やはりこれは一つ市民運動として、交通安全運動と同じように、地域がみんなしてごみをなくすような形態をとっていくのが最も大切でないのかというふうに思っているわけでございます。市当局のこれからのますますの指導、助言をよろしくお願いしたいものだというふうに思っている次第でございます。

除雪に対しても、さまざま市では本当に去年のような大雪に対しては最善の努力をされていまして市長からお話をいただきまして、本当に私たちも生活には助かっているわけでございますけれども、当局にはやはり地域の皆さんからさまざまな要望や苦情が来ているのではないかと、こういうふうに思うわけです。

私たち議員にもさまざま要望が来まして、朝の出勤時前まで除雪を終わっていただけないかなんていうふうなことも来まして、やはりちょうど8時ころになりますと、出勤時とかち合う。そこに自分の玄関口がふさがれる。それを捨てるというふうなことで、遅刻がちになっちゃうなんていうふうなことの話も出ましたり、あるいは細かい話ですが、ブルの前の排土板が一方の方に向いているかして、一方の方にだけ雪を捨てられるなんていうふうなことも、さまざま聞かれるわけでございます。

そういうところも当局では配慮しているのではないかとというふうに私は思っているわけですが、ひとつその辺も細かいことでございますけれども、よろしく配慮をお願いしたいものだというふうに思っている次第でございます。

市長から先ほど地域のボランティア的な形の中で、ロータリー車や、あるいはブルで、どうしても排出しないと、何とも身動きできないというふうなことなんかもありまして、地域で人力やスコップでも本当に微々たるものだ、あるいは軽自動車で投げても微々たるものだというふうなことから、ひとつ市の方に業者などをあっせんしていただいて、地域ぐるみでやろうじゃないかというふうな声なんかも出ておりますので、その辺の御協力方についても私はよろしくお願いしたいものだと、こういうふうに思っているところでございます。

いろいろ要望になりますけれども、また保育所についても今検討している段階であるというふうな力強い御答弁をいただきました。今後ともよろしくひとつ前向きに実施されますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 一言つけ足させてもらいますが、ばい捨てはしない。それから、不法投棄というのは市民の恥だというふうな気持ちで、市民の意識の高揚というものを図ってまいらなくてはならないと、かように思っております。

それから、除雪の時間帯でございますけれども、終了時間は、通学や通勤の時間までには終了したいと思っておりますし、渋滞等の発生が起こらないように作業をしているわけでございますが、除雪量や積雪量によりまして、作業の進みぐあいというのが非常に違ってくるわけでございまして、そしてまた除雪車の運行というものも、一挙に全部すべての路線が一時間帯で全部やると、こういうことにもならないわけでございまして、早いところと遅いところが出るのも致し方のないところだろうと、こう思っております。

それから、昨年度は降雪、積雪とも多かったので、期間の途中からは、出勤時間を早めて対応いたしているところでございました。ことしの冬も積雪の量が多くなれば、そのようなことで対応したいと思っております。出勤時間を早めているわけでございまして、そういうこともやっているわけでございます。

それから、除雪の置き場の問題がございしますが、これもやはり除雪車が一方的に走るということになりますと、置き場があいているところをお願いするというふうな形にもなるわけでございますが、その辺の御協力も地域の中で考えて、協力していただかなければならないものだなと、こう思っております。また、地域ぐるみでやるといふようなことにつきましては本当に感謝しているわけでございますので、先ほど答弁したとおりでございます。

以上です。

高橋勝文議員の質問

佐藤 清議長 通告番号9番について、11番高橋勝文議員。

〔11番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 通告番号9番、国保運営につきまして、以下質問をいたします。市長の答弁をお願い申し上げます。

まず最初に、国保会計の健全運営につきましてお伺いいたします。

11月30日のマスコミ報道によれば、政府・与党は2002年からの医療制度改革について、大枠で合意され、当初の年次計画よりも遅延するものも一部ありますが、その大宗は実施計画年度に沿って、健康保険法改正など、関連法案を国会に提出する運びのようであります。

世界一の長寿国であり、男の50%、女の75%が80歳を超えて生き、古希は死語になりつつありますが、一方におきましては、少子化がますます進行し、かつ低迷する経済状況、さらに生活習慣病が若年化する傾向の中で、とどまることを知らないのが医療費の増大であります。

過般、全員協議会が開催されまして、平成14年度からの向こう3カ年にわたる第4次寒河江市振興計画の実施計画が説明されました。国民健康保険特別会計における国保税につきましては、昨年度の実施計画と比較してみますと、1年前倒しの平成14年度から改正するような計画となっております。

国における制度改革及び法整備が計画されております中で、平成14年度からの国保税の改正を長期的健全運営という視点に立ってするのか。また、国保税という本来の税に基づく観点から改正を計画しているのかをお伺いいたします。

日本人の死亡原因の6割はがん、心臓病、脳卒中といった生活習慣病と言われております。これらは名前が示すとおり、食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣から引き起こされる病気で、本人が気づかぬうちにゆっくりと進行するのが特徴であります。また、一つの病気が他の病気の引き金になって、複数の病気を併発するとも言われております。

健康文化山形21の資料による壮年期の死亡率の推移等を見てもみますと、生活習慣病と言われるがん、心臓病、脳卒中は、60歳を境として急激に多くなっております。最近耳にいたすことは、勤労者が退職後、間もなく入院する方が多く、退職者療養給付費入院分につきまして、前年と比較しますと、約2倍近くになっているということです。

経済の先行き不透明や退職後の生活環境、ストレスと解放感、また勤務期間中の疲労蓄積と、さまざまな要因で入院され、医療給付費の増大につながっているものではないかと判断いたしますが、本市における実態はどうなっているのか。また、退職者に対する予防指導や健診をどのように対応する考え方なのか、お伺いいたします。

疾病予防の人間ドック事業についてであります。年々検診項目が拡大されているにもかかわらず、検診者の増加が図られていないようであります。平成6年度、平成12年度、これらを比較してまいりますと、国保の被保険者は672名増加しているにもかかわらず、人間ドックを利用した方は逆に約600名ほど減少している傾向にあるようであります。

検診者の健康診断に対する健康施設の価値観も変わっている昨今であります。検診項目を新たに加えることによって、検診者の増加が図れるものと思っております。生活習慣病の一つとして上げられております循環器疾患がふえてきておりますので、当該疾患にかかわる検査項目を拡大する考え方はないのか、お伺いいたします。

次に、応能応益割の基本的な考え方について、お伺いいたします。

国民健康保険は地域保険とも言われてまいりましたが、実際は他の医療保険に加入できない人々の保険になっている実態にあります。従前は自営業者保険とも言われてまいりましたが、医師や弁護士などの専門職は国保組合を組織しております。

典型的な自営であります農業も、兼業にもなれば、職場において健康保険に加入することとなり、また他方、パート・派遣、そしてアルバイトなどは、給料生活者でありますものの、健康保険から除外されて、市町村の国保に加入しているのが実態であります。言うなれば、国保は医療保険の最後のとりでとなっております。これが実態であります。

かような中で、本市における応能応益の割合は、低所得者世帯の課税について適用される軽減措置制度を加味して、平成9年度の税率改正におきましては、応益割35%をめどに改正して、平成12年度当初におきましては37.66%の実態にあり、限度額におきまして、地方税法で最高額53万円となっていることから、同額となっております。1世帯あたりでは全体として平均16万 2,272円の保険税調定額となっております。

ここで尋ねいたしますが、今後、税率改正に当たっては、応能応益割を従来の答弁のとおり、平準化する基本的な考え方に変わりはないのかをお尋ねいたします。

以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まずは、国保会計の税率改正に当たりましての設定期間等についてお答え申し上げます。

国民健康保険は、御案内のように国民皆保険制度を支える地域医療保険といたしまして、市民の健康保持増進と医療の確保に重要な役割を果たしております、その健全な運営というものは大変重要なことでございます。しかしながら、御案内のように、急速な高齢化、経済の低迷、医療技術の進歩などによりまして、国保等医療保険を取り巻くところの環境は大きく変化しておりますし、また大変厳しい状況でございます。

このような中で国におきましては、保険料、患者負担、公費という限られた財源の中で、将来とも良質な医療を確保し、持続可能な皆保険制度に再構築していくため、見直しを進めていることは御案内のとおりでございます。

その国民健康保険でございますが、国民健康保険制度は、疾病、負傷等の場合、被保険者全体で支え合う相互扶助の制度でございます。国民健康保険税は、その事業に要する費用に充てる目的税でございます。税額は、費用総額から国庫負担金、そして療養給付費負担金など、制度で定められた歳入を差し引いた残りの額ということになり、必要額は毎年変わってまいります。

本市の国保税は、これまでである程度の期間を置いて見直しを行っており、御指摘のように、平成9年度の税率改正以降、据え置きしているわけでございます。その後の景気の低迷等による税収の減額や老人保健拠出金等の伸びによりまして、税率の見直しが必要になるものと見込んでいるところでございます。

その際、税率改正の及ぶ期間につきましては、医療制度の改正がどのようなものになるのか、また経済の見通しも不透明な中で税率の見直しでございますので、給付基金の弾力的な運用を図って、必要最小限の上げ幅と期間で検討してまいりたいと考えております。

続いて、退職者療養給付費についてのお尋ねがございました。本市におきましても、9月診療分までの前年対比で20.7%増と大きな伸びを示しております。これは退職被保険者の増加と退職被保険者の入院件数が49.3%増と大きく伸びているためであり、退職期を過ぎた年齢層の健康管理の難しさもあり、このような状況になってきているものと思っております。

このようなことから、若いうちから生活習慣病の予防対策をみずから実践することも大切であり、健康づくりに対する日常的な意識の涵養が必要と考えております。本市におきましては、禁煙教室を初め、各種健康教育に取り組んでおり、生活習慣病の早期発見、早期治療を目的とした人間ドックなどの成人病検診を実施しているところであり、検査項目の充実や検診後の高脂血予防教室及び高血圧予防教室や健康相談などの充実に努めているところでございます。

生活習慣病に対する検査の充実につきましては、頸部の動脈を超音波で映し出し、血管内部の状況を検査する頸部エコー検査も有効な手段でございます。成人病検査センターで実施について検討してきましたところ、このほど検査体制が整ったことから、平成14年度の宿泊人間ドックの検査項目に加えるとのことでございますので、本市におきましても、動脈硬化やこれに起因する脳血管疾患及び心臓病の発症等を未然に防ぐために、頸部エコー検査の組み入れを前向きに検討してまいりたいと考えてございます。

また、人間ドックにおきましては、1泊2日コース及び1日コースを実施いたしており、1泊2日コースにはマンモグラフィー、1日コースには歯周病疾患の検査を今年度から加えるなど、検査項目を充実させながら、実施している状況でございます。

次に、国民健康保険税の応能応益についての御質問でございます。

国保税は、担税力に応じて課税される所得割及び資産割、いわゆる応能割と、被保険者として受ける利益に対する均等割、平等割、いわゆる応益割の4方式により算出しているわけでございます。

地方税法で定められている標準賦課割合は、所得割が40%、資産割10%、均等割35%、平等割15%で、応益応能割合がそれぞれ50%となっております。

また、応益割合が35%以上45%未満の場合、低所得者世帯の課税について適用される軽減措置制度がありまして、総所得金額が33万円以下の世帯は、均等割と平等割の6割が軽減され、33万円に世帯主を除く被保険者数に24万5,000円を加えた金額以下の所得の世帯は、4割が軽減され、その減額された保険税相当額につきましては、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を負担する制度となっております。

さらに、応益割合が45%以上55%未満の場合には、6割軽減が7割に、それから4割軽減の場合は5割軽減となりまして、新たに33万円に被保険者数に35万円を加えた金額以下の所得の世帯が2割軽減の対象となります。

本市の13年度の応益割合は38.7%でありますので、軽減対象となる低所得者世帯については、それぞれ6割、4割を軽減し、課税しているところでございます。

このようなことから、税率改正の検討に当たりましては、被保険者にとって有利な制度を活用するための応益割合の平準化及び所得階層ごとの税額など、被保険者の方々の公平性が図られるような税率となるよう、国民健康保険運営協議会の意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 高橋議員。

高橋勝文議員 どうも御答弁ありがとうございます。市長の答弁で運審というような話も出てきましたので、考慮しながら、2問をさせていただきます。

まず、の関係でありますけれども、確かに国保税は目的税でありますので、その趣旨に沿った中で担税力に応じまして賦課されているということが実態だと思っておりますけれども、9年に改正されまして、例えば14年に改正するとなれば、5年ぶりの改正になってくると、このように判断されます。

今回までの国の動き等につきましては、11月30日の新聞でさまざま報道がなされておりますけれども、そこまで至るまでのいろいろなことが各セクションの方で行われてきた中であります。

例えば3月5日に厚生労働省で医療制度改革の課題と視点などを公表したり、そして5月17日から4カ所におきまして医療改革のフォーラムなどを開催したり、そして9月25日には医療制度改革試案を公表したり、国におきましても重要な課題と、これらをとらえて、いろいろな話し合いを進めており、それらが報道されて、私らの知識にもなっているという一つの実態になっております。

先ほどの市長の答弁では、医療制度等の改正、それから経済の関係、そして基金などなどということで、余り長期的な視野に立たないで、制度改正等もあるので、それらを見きわめながらやっていきたいと、このような答弁であった中でありますけれども、国保の運営の健全化というようなことから、それだけの視点から考えますと、私はある程度期間を見据えた中でやるというふうな方向の方が、被保険者にとりまして、ある程度の計画がつくのではなかろうかと、このような考えであります。

確かに国も県も、どの程度まで変わるのか、見通しのつかない昨今でありますけれども、保険税を出す方からいきますと、ある程度の期間を考慮して賦課された方が、生活の中で計画性が出てくるということであります。その辺もひとつ市長の方から考慮してもらって、その辺も考慮していると思っておりますけれども、その辺も考慮してはどうかと、このように考えている中であります。

改革の試案とか公表の中で、このようなことも考えている方がおりますので、ひとつ質問いたしますけれども、寒河江市は寒河江市でありますけれども、例えば寒河江西村山という一つの地域の中に寒河江はあるということでもあります。他の町と寒河江市の考え方に差が余りにもあり過ぎた場合に、同じ地域付近にいて、そうも違うのかなというような住民の声も聞かれることも今後予想されます。

よって、ごみ、それから消防など、広域的な部分で現在対応している中であります。かようなことから、この国保につきましても、あくまでも自治体単位の中で今日まで来た中でありますけれども、広域的な視点に立って考える方法もないのかなと思っておりますので、その辺の御所見をお伺いしたいということであります。

次に、健康診断につきまして、人間ドックでありますけれども、答弁がありました。人間ドックにつきまして、平成6年度と平成12年度の比較を第1問で申し上げた中でありますけれども、人間ドックにつきましては、なるべく検査項目を拡大しながら、検診なされる方について、できる限り満足な検診が受けられるような体制を今後とも考えていってほしいと、このように要望しておきます。

次に、でありますけれども、応能応益割であります。県内44の市町村がありますけれども、まず13市を比較してみた場合に、応益割合が40%を超えている市は4市で、30%から39%が6市、そして20%台が2市となっているようです。そして、町村を見てまいりますと、30%台は3町村、40%台が24町村、そして50%台が4町となっております。

経済が良好であれば、応能割の効果が出ますけれども、逆に不景気になってまいりますと、所得が下がってまいりますので、税額も下がるというのが一般的になってまいりまして、所得割は経済の変化に敏感に反応すると、このようになってくるわけです。

しかし、一方で応益割合を拡大した場合に、先ほどの市長の答弁では、軽減措置について、6、4から7、5

というように拡大されますので、それらを考慮しながら対応するというような答弁でありました。そうなりますと、上限が地方税法で決まっています。下限も軽減措置ということで、ある程度フォローされるということになりますと、真ん中まんじゅうと、このようにあんこが出てくるようなことも予測されると。

あくまでも目的税でありますので、市長が答弁したように、応能応益割、これの平準化は私はごもっともだと思っていますけれども、そういう一つの逆作用も予測されるというように私なりに感じている中であります。

立場もありますので、これ以上質問しませんけれども、一つだけここで質問します。53万円の最高額を平成12年度でも結構です、13年度でも結構です。10年前あたりの最高額を出している方について、もし資料があれば、何人ぐらいで、もしくは何パーセントぐらいいたのかをお尋ねし、第2問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、税率というものを改正する場合は、なるべく額というものをはっきりさせてほしい。それから、向こう何年間くらいだというようなことをはっきり示してほしいと、こういうことでございますけれども、非常に難しいと思っております。先ほども申し上げ、議員も御存じのように、平成9年度から5年間据え置いてきたわけでございますが、14年度からは改正ということに考えているわけでございますが、それをいつまで、どのくらいの幅に上げ幅をするかというようなことは非常に難しいのでございます。

また、今、御案内のように、医療制度の改革というのが話題になって、まだ決まっていない段階でございますので、その辺もございまして、大変私の方も忙しく作業しなくてはならないなと思っておりますけれども、そういうまだ未解決、また不透明な部分がございますので、その辺を定めまして、審議会等々に図りながら作業をしてみたいと、こう思っております。

また、医療制度というのは非常に毎年度のように変わります。それで、これまた非常に先行きを難しくしている点があるかと思っておりますので、納入される側から見れば、負担する側から見れば、何ぼ上がる、いつまでだと。こういうことになれば、それにこしたことはございませんけれども、非常に御希望に沿えない点があるかなと、このように思っています。

それから、国保税が隣の町と差があると、こういうことで何とか広域的に、市町村合併が今云々されている中でございますから、国保事業も合併してできないのかというような御質問だと思いますけれども、結論から言いますと、この国保の広域化というのは、保険税、それから医療、所得の格差というようなものが非常に現在市町村別では大変格差があるわけでございますので、それらを一挙に合併して云々ということになりますれば、大変な壁がございますし、課題も多かろうと思っておりますので、非常に難しいと思っておりますが、勉強させていただきます。

全国的に見ますと、国保は3,200市町村が保険者でございまして、そして被保険者が1,000人以下や高齢者が5割を超える市町村もあるということでございまして、保険基盤を強化する意味での広域合併というようなことの見解は出ていることは確かでございますけれども、今言ったような解決しなければならない問題が多ございますので、非常に難しいんですが、勉強課題だと、こう思っております。

それから、国保税の限度額の53万円につきましては、これは地方税法で御案内かと思っておりますけれども、当然地方税法で定めているものでございます。

また、10年間のこれまでの状況というようなお話でございますけれども、限度額を納税されている方は今年度におきましては275世帯でございます。全体の4.3%となっております。

過去10年間では、限度額に達した世帯が最も多かったのは平成3年度でございまして、526世帯でございました。全体から見て9.6%、約1割の方が平成3年度にはいたということでございまして、こういう所得と国保税の制度と申しますか、これというものが時の経済状態、あるいは所得状態というようなものと非常に関係があるのかなと、あるいは国保税制度とのつながりというのはあるんだなと思わせるものを感じられます。

以上です。

佐藤 清議長 高橋議員。

高橋勝文議員 御答弁ありがとうございました。終わります。

散 会 午後2時30分

佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。